

第二十四回国会 参議院内閣委員会會議録第三十五号

昭和三十一年四月三十日(月曜日)午前十一時十四分開会

委員の異動

四月二十八日委員佐藤清一郎君、西郷吉之助君、井上清一君、吉田法晴君及び豊田雅孝君辞任につき、その補欠として小野義夫君、加藤武徳君、高橋進太郎君、藤原道子君及び宇垣一成君を議長において指名した。

四月三十日委員加藤武徳君、高橋進太郎君、小野義夫君、江田三郎君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君、井上清一君、佐藤清一郎君、吉田法晴君及び田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
西郷吉之助君
龜田 得治君
田畑 金光君
吉田 法晴君
高瀬 莊太郎君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

委員外議員

湯山 勇君
戸叶 武君
山崎 巖君
衆議院議員
内閣総理大臣 鳩山 一郎君
文部大臣 清瀬 一郎君
国務大臣 吉野 信次君
政府委員
法制局長官 林 修三君
法制局次長 高辻 正巳君
文部省調査局長 福田 繁君
事務局側
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日会議に付した案件

○憲法調査会法案(衆議院提出)
○臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより委員会を開きます。
委員變更についてお知らせいたします。

四月二十八日、佐藤清一郎君、吉田法晴君、豊田雅孝君、西郷吉之助君、井上清一君が辞任せられまして、その補欠に小野義夫君、藤原道子君、宇垣一成君、加藤武徳君、高橋進太郎君が選任せられました。

四月三十日、加藤武徳君、高橋進太郎君、小野義夫君、江田三郎君、藤原道子君が辞任せられまして、その補欠に西郷吉之助君、井上清一君、佐藤清一郎君、吉田法晴君、田畑金光君が選

任せられました。

○委員長(青木一男君) 憲法調査会法案を議題といたしまして質疑を行います。

○龜田得治君 私は本法案に関する基本的な問題を若干総理に直接お聞きしたいと思ひます。

その一つとして、まず世論という問題ですね。デモクラシー憲法政治の基

本は、やはり一番大事なのは私は世論という問題だと思ふんです。で、これ

に關して現在の政府の態度、一体どういうふうにかかっているのか、こういう

点が私どもにはまだ納得のいかない現象がたくさん起きてきているわけ

です。そういう意味で世論というものの尊重、これを鳩山総理はどういうふう

に考へているのか、率直な心境を一つお聞きしたいと思ふのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は世論は尊重したいと思つております。

○龜田得治君 思つてはいるだけではだめなんで、絶対にこれは尊重しなければいけないわけです。そこで私は具体的に

ただいまの答弁にも、一応はというようないまの言葉がありました。が、

そういうことであまりひつかつておると、質問事項が少なくなりますので、

私の意見を言つてみましょう。私はまあ多少の食い違いが普通で起る、

そういう場合には、一応国民から信託された多数党として、その多数党の意

見でやっていくという場合も、常識的に私は是認されてよろうかと思ふの

です。ただし国政上非常に重要な事項ですね、重大な問題、それからもう一

つは、世論が圧倒的にこの重大な問題について、多数党の意見の方向と違つ

ておる、こういう二つの条件が明確に出でた場合には、どういう態度をと

るべきか。それでも先ほどあなたが答へになつたような、多数党の意見は

国民の意見だということ、その意見を突つぱつていいものかどうか。そう

いうふうには私は、具体的に二つの条件が出てきた場合、こういうことをお尋ねするわけです。どうですか。

おる場合もあります。これはそういう場合のことをお尋ねしておるのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) あなたの

おっしゃる通りに、世論が左だ、右だというように確定したということの明

確な場合においては、世論を尊重すべきものと私は思ひます。

○龜田得治君 しからばですね、ただいま問題になつておるこの小選挙区制

の法案ですね、衆議院で問題になつておる。これに対しては私はもう世論の

方向というものは一定しておると思ふのです。現在の政府と我が国会で

突つぱつておるその案ですね、これは出直すべきものだ。原則的に小選挙区

制に賛成の人までがその意見なんです、これは。私はまずこの問題につい

ては、そういう世論が圧倒的に明確であるということ、あなたのお認めにな

るかならぬか。それに従うか従わぬかは第二の段階の問題ですが、その点をまずお聞きしたいと思ふ。衆議院で問題になつておる小選挙区法案について

んです。小選挙区制そのものに賛成人であつてもですね、現在法案として出されておるものですね、これは再検討すべきだ、この点はもう明確です、この世論は、それについては鳩山総理も若干お認めになったように私聞いたわけですが、しからばこれが非常にまあ重大な段階にきているわけですが、そういう感じを総理が持つておられるとしたら、一体どういうふうになるか、世論にこたえるか、重大な問題だと思ふのですが、世論にこたえる意味においてその点をお聞きしたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は慎重に考慮すべき問題だと思つております。

○龜田得治君 こういう事態になつておることは突然に現われた現象ではありませんが、もちろん重大な問題です。慎重という事は、慎重な問題であるが、慎重に名をかりて遷延すべき時期では私はなからうと思ふ。ほんとうに総理みずからも考え方をきめて打つ手があるならば打つ。世論にこたえる。こういう態度に具体的に出来るべき私は時期だと思ふのですが、そうはお考えになりませんか。

○国務大臣(鳩山一郎君) わが党は党議として決定しておるのであります。ただいまその方針で進んでおります。けれども社会党からも区制案が出て、この機会に社会党の区制案とわが党の区制案とを並べて検討する必要があるかという点についてお聞きします。この圧倒的な世論に対しては必ずこたえる。まあ具体的に今はどうこうということは言にくいかも知

れませんが、この圧倒的な世論に対しては必ずこたえる、こういうことだけははっきりお答え願へるでしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 世論がはつきりしている場合にそれを尊重するということは当然なことと思つております。

○龜田得治君 まあこの世論と小選挙区制の問題は時間の都合でこの程度にいたしておきます。

そこで次に、憲法に関する世論の問題に移ります。私も今まで日本で行われたこの憲法改正は否かという問題に関する世論調査を詳細に集めておりますが、たとえば内閣の総理府、あるいは朝日新聞なりあるいは民間の世論調査研究所など、そういう所なりいろいろあるわけなんです、大体総合して考えますと、憲法改正に賛成というものは三〇%台であります。まあものによつていろいろ四〇%はありますが、あとは反対があるいは不明だ。こういう状態になつてゐるわけです。その比率も大体まあ一・一・一ぐらいの割合ですが、こういう三派鼎立のような状況です、実情は、私はあなたが先ほど世論を尊重するということを言われておるのですが、こういう状態では憲法改正に具体的に手をつけるべきではない。政治家の主観的な希望は別です。あるいは党なりそういうものの立場は別として、世論を尊重する立場から言つたら、こういう状態では、憲法改正に具体的に着手すべきものではない、こう私は考えるのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法改正が必要であるゆえに及びその改正の内容が

が妥当であることをよく説明すれば、世間は、世論はおのずから帰一してくると私は思つておるのであります。今日においても憲法改正に関する世論は賛成論も次第にふえておるといふような傾向をしております。

○龜田得治君 政府が説明すれば改正論もふえるだろう、そういうことをお尋ねしておるのじゃない。世論の実際の数字というものは出ておるわけですが、それからあなたが先ほど最近ふえておるとおっしゃつたのですが、これは政府がこの内閣の審議会と特殊な関係にある中央調査社、こういうところを通じてやつておるものがふえておるだけなんです。民間の機関が純粋な立場からやつておるものは決してふえておりません。ことにそれが再軍備という問題にからんでの憲法改正という質問なんかになれば、非常に反対者がふえてくる、あるいはさらにふえておる、民間の調査によれば、そういうわけです。今つて加えてあなたがおっしゃつた最近の改正論がふえておるといふのは、これは全くごまかしなんです。中央調査社のこういう世論調査のやり方については、これは一つ一般質問等でもう少し私は詳しく追及するつもりなんです、それは別として、今までに

出てる数字というものは大体賛成、反対、不明、これが一・一・一と三つが鼎立してゐるような状態なんです、これは、将来のことを私は言つておるのではない。現に出てゐる数字、そういう数字のもとにおいては、軽々しく憲法改正に具体的に着手する、こういうふうなことは断じて世論を尊重するといふ気持があるならばしてはならない。していいかどうか、こういう数字

の状態です。そのことをお尋ねしておるのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) まだ憲法改正の具体案というものはできていないのです。この具体案ができて、これを世間に示して、その後正確な世論調査というものが必要であり、そのとき世論調査というものが有力なものとなると思ひます。

○龜田得治君 憲法改正に具体的に着手していいかどうか、こういう世論の数字の状態のもとにおいて、それを聞いてゐる、端的に答えて下さい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は改正の必要ありと感じますから、その具体案を作つておつて世論に問うべきものと思ひます。

○龜田得治君 具体案を作るのはいいのです。よろしいが、具体的にそれを制度として作り上げる、そういう仕事を着手していいかどうかということなんです。着手すれば約一・一・一で、それから、大体三分の二程度の人の意見というものは無視されるわけですね。そのことを聞いてゐるのです。そういうことをやつていいかどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はそういう考えは、三分の一以上の人の意見を無視するとは考えられません。具体案をこしらえておつて世論に問うのが当然の道だと思ひます。とにかく具体案をこしらえておることは、これは政府としては責任があるのです。政府という言葉を、などというのはおかしい話だけれども、政府という言葉の語源は国民をステイアするといふ意味なんです。導く責任は政府にあると思ふのです。ガバーンといふ

いいと思つたことは、やはり案をこしらえて、おつて国民に問うという責任を政府は持つておる、こういうふうには私は考えます。それでですから政府としては憲法の案を作つて、おつて国民の世論を——国民にこういう希望をもつて、こういう意思をもつて憲法を改正したいのだといふことを徹底せしめて、おつて国民の意思を問うて、おつて憲法改正に着手すべきものだ。案を作るといふことは、その前に政府としては責任があると思ふのです、具体案を作ることは。

○龜田得治君 これは非常に総理大臣は大事な問題に觸れておるわけなんです。政府は導くといふ言葉をお使いになつておるのですが、この国の基本的な問題については、あなたが一体最も大きな発言力を持つてゐるのですか。私は国民だと思ふのです。こまかい行政上の問題等については、これは政府が責任をもつておやりになつたらいいでしょう。基本的な国のあり方というやうな問題については、私は政府は導いちゃいかぬと思ふ。だから私は重大な問題に関する世論といふものについて、どういふふうにお考えになるかというのを、まず最初聞いておるので、そこでは世論を尊重するとおつしやるのでしよう。それであれば、この憲法改正の問題についても、その態度が出てこなければいけない。ところが憲法改正の問題については、世論はまだ熱しておらないことは、これはもうだれが見たって事実なんです。一・一・一の三派鼎立の状態、どうしてこれが世論と言へますか。そういう状態が一体政府が導くといふやうな態度をとつていいかどうか、私はいかぬと思

ふと思つたことは、やはり案をこしらえて、おつて国民に問うという責任を政府は持つておる、こういうふうには私は考えます。それでですから政府としては憲法の案を作つて、おつて国民の世論を——国民にこういう希望をもつて、こういう意思をもつて憲法を改正したいのだといふことを徹底せしめて、おつて国民の意思を問うて、おつて憲法改正に着手すべきものだ。案を作るといふことは、その前に政府としては責任があると思ふのです、具体案を作ることは。

う。(いいことは導いたっていいじゃないか、何が悪い)と呼ぶ者あり)

よ。国民の中で今の憲法が悪い、圧倒的にそういう世論というものがある。上に出来た、そういう状態で、初めて政府が動いてこそ、民主的な改正ということができる。その点鳩山総理、何かこう勘違いしておられるのかと思うのですが、いかがでしょう。

○鳩山一郎君 このたびの案は調査会を作つて憲法を改正すべきかどうか、憲法を改正すべしとするならば、どの点をどういふように改正すべきかというのを調査しよう、というのですから、そういうことは、政府は私はそういう責任がある。これを政府はそういうことに全く着手してはならないとか、そういうふうには考えられませんか。

○龜田得治君 それじゃもう少し極端に私言いますと、世論調査の結果が憲法改正賛成一〇%、そんな程度においても、政府がこの憲法はおもしろくないと考へれば、その憲法の問題の研究くらいには着手するのは差しつかえない、そういうふうにあなたはお考えになりますか、そうでしうか、理論的にはどうなりますよ。

○國務大臣(鳩山一郎君) ただいまの質問私よく聞き取れませんでしたけれども、憲法改正する必要ありということとを政府が考えた場合に……

○龜田得治君 世論が一〇%ぐらいしかないという場合においても、おやりになるかどうかというのです。

○國務大臣(鳩山一郎君) 研究することとはかまわないと思ひます。調査をして原案を国民に示して、そして国民

の意思を問うことはかまわないと思ひます。

○龜田得治君 これはもう全くデモクラシーというものを解しておりませんよ。これはわづか一〇%ぐらいの世論しかない。国民の希望に従つて政府は動くものでしょう、その精神を忘れてゐる。相変らず鳩山内閣は国民から一人選挙によつて信任されれば、あとは自分が今度は主人公なんだという考へ方が抜け切らない。そんなで、たとえば自衛隊の合憲説というものを予算委員会であなたが説明した中に、その一つの理由として、自衛隊法が国会を通つたから合憲に考へるといふことも一つの理由と、こういうふうの説明された。これなんかも同じことですよ、お考へが。多数で通れば、多数の人はそういう憲法に違反することをやるはずがないのだという考へがある。そんなことはいいです。これはそういう考へ方であれば、結局は主権者である国民あるいは憲法というものが、多数の独裁によつてじゅうりんされていくのです。(多数の独裁じゃなく少数独裁だ)と呼ぶ者あり)一〇%ぐらいの世論の支持でどうしてあなた政府が……、それは鳩山さん自身が個人ですよ、たとへ世論一〇%であつても、自分はこ

の憲法は変えなければならぬと思ひます。うからうからと、あなたが個人で家の書齋で研究されるのはそれは勝手でしょう。しかし政府がやる仕事としては私は不適当じゃないかということを言つてゐるのですが、それは差しつかえないでしうか、それでは、それで私は最初にあなたがお答へになつた世論を尊重するといふことにならぬじゃないでしうか、それでも世

論尊重になりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) これは政党として研究することは自由でして、それが国民の意思を問わなければ憲法にはならないのですから、多数を無視して憲法を作られるといふことは、絶対にそういう危険はないと思ひます。(政党じゃなく政府だ)と呼ぶ者あり)

○龜田得治君 個人とか政党のことを言つてゐるのじゃない。政党が独自の案を作られるのはけつこ、個人が独自の案を作られるのはけつこでしう。しかし世論の支持がそこまでいっておらぬ段階において、国費を使つてそういうものに關係ある機関を作つたり、そのために国費を使われることが、たとへわずかであつても、これはいけないじゃないかと、これを聞いている。政党じゃない。

○國務大臣(鳩山一郎君) そういう憲法改正する必要ありといふことを政府が感じましたときに、それに着手しないといふことは政府の無責任だと思ひます。政府がいきなり考えた場合においては、それに着手する義務があると思ひます。そしてそれを民意に問うといふことは憲法に明示するところであつて、決して、民意に問われないで憲法が一〇%とかあるいは五〇%ではなかなかできないのですから、議會においては三分の二に達し、レフェレンダムにおいては多数をとらなくては憲法にはできないのですから、世論を無視して憲法のできるといふことは絶対にそういう危険はございせん。

○龜田得治君 まあとにかくデモクラシーの根本といふものが間違つていますよ。これは反省を促しておきます。

これ以上やつても仕方がないと思ひます。

○吉田法晴君 ちょっと関連して。それでは総理に伺ひますが、総理は政府がいいと思ふことは案を作つて国民を指導する責任がある、こういうお話であつたのですが、ガバーン、それからステアという言葉が出ておりました、そうする、と、鳩山君の聞いてゐるの、現在においては憲法を改正すべきだといふ議論は少数だ。しかるに政府が憲法を改正すべきだといふ少数の国民の意見を反映して憲法改正について着手するといふことは、これは民主主義に反するんじゃないか。こういうことをお尋ねをしてゐるわけなんです。言うまでもございせんけれども、今の憲法の建前は、前文を待つまでもなく、政府の国政担当の権限といふものは国民から發してゐる。国民の委託を受けて政治をやつてゐる。国民のかかりにやつてゐることは私は申すまでもないと思ひます。その国民自身の中に大多數の憲法改正すべしという意見が出ないのに、政府が憲法改正に着手する、こういうことは民主主義の精神に反するではないか。これが質問の要点であります。もし鳩山総理のようにも、国の中に少數の意見であらうと、それは政府はいいと思ふならば改正すべきだ、こういうことになるならば、これは今は多數の意見に組織されてゐる内閣でございせんけれども、しかし、あるいは少政党分立いたしますならば、少政党を代表しまして、少數の意見を代表して内閣ができることもございまして、前の民主党内閣のようになり、そうすると少數の国民の意思を代表する政府が自分で憲法を改正すべ

きだといふことになるならば、憲法改正はどんどん進んで参る。民主主義の原則がじゅうりんされて、これは民主主義が滅ぼされる、あるいは憲法がじゅうりんされていく。こういうことが起つて参る危険性がございまして。これはヒットラーあるいはムッソリーニの例を待つまでもなく……、こういう点をどういふふうにか考へるか。

それから政府が政権をとつたら、常に憲法改正のことを考へる。鳩山内閣が国民の少數の意見を代表して憲法改正に着手されたけれども、それに反対する国民の相當多數の意見がある。かりにこれがどういふことになるかわかりませんけれども、そういう前例をこしらへるならば、あるいは社会党が天下をとつたときに憲法改正を考へる。政権の交替ごとに憲法改正といふ事態がこれは起らんと限ります。鳩山総理の、政府が考へることに何が悪い、いいと考へることはこれは着手するのが当然だと考へるならば、そういう事態も考へられるでしょう。民主政治家として鳩山総理それはどういふ工合にお考へになりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 政府は政党内閣でありますし、政党は国民多數の意見を反映してゐるものであります。ですから憲法改正の必要性を検討することは、その意見の、その多數の政策として考へられるものと思ひます。そしてその少數の意見をもつて憲法を改正するのは当然だといふような考へ方を言つてゐるわけではございせん。

○委員長(青木一男君) ちょっと今は龜田君の質問時間ですから、吉田君の御質問のときに、これ以上は質問をい

ただくことをお願いいたします。

○堀真琴君 閣下して。鳩山総理が今、亀田君並びに吉田君の質問に対して答弁された点で、多数党の上に政府が組織されている。多数党は国民によって多数の支持を得ている。そこに根拠があるようにお話を聞いた。もちろん現在の自民党は衆議院においては圧倒的な多数を持っていることは私もよく承知するわけではないのです。しかし今の自民党は、それは自民党全体として国民から信頼されてきているかという点、私はそうとは限らないと思うのです。御承知のように昨年の秋の自由、民主の合同が今日の自民党になったわけですから、その自民党の合同そのものは国民によって必ずしも信頼されて、多数党がそこに成立したのではなくて、自由党、民主党的なその首脳者の話し合いでできたのが今日の自民党であります。総選挙によって今日の三百名近い自民党ができたのなら、あなたのお話は一応通ると思うのです。ところがそうではない多数党をあなたは与党として持つておられる。従って多数党だからと言って、必ずしも国民によってその多数が承認されたとは言えないこと、多党のあり方について、これも亀田君が質問されたのですが、あなたからはお答えがなかった。多数党は何でもやるのだという考え方があなたの根本にはあると思うのです。外国にも多数党は男を女にすることができないだけだという有名な言葉があります。多数党になれば、何でもやるのだ。このことが実は議会主義なりあるいは民主主義の危機として一番強く叫ばれたのは、もうすでに前世紀の末からのことだと思ふのです。そういう点も亀田君の質問の中には含まれておったのですが、お答えがなかったのですから、私からあらためて御答弁を願いたいと思ふいます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は今のあなたのお話を聞いてみますと、大体私も同じような考え方をしております。今日の多数党は選挙によってできたものではないというところは、あなたの話とおっしゃる通りです。けれども両方とも保守党でありまして、両方とも憲法改正を必要と考へていた党が一緒になったのでありますから、憲法改正については両党の間に最初から意見は一致していると思ふいます。

それからあなたが多数を持つているから、多数の言うことならば何でもできるというような考え方をするのは都合だというお話がありました。全くそう思います。多数を持つているからと言って、世論を無視して無理をしてはならないと思ふいます。やはり国民の多数が賛成するような形をとっていくことが明らかであるという場合には着手するということのような場合に、かなくてもならぬ。政治をやる上にそういうこともあなたと同じような考え方をしております。

○亀田得治君 ともかく小選挙区制の問題についてははなはだ世論を無視している。事実そうして一方では憲法改正等の問題になりますと、また熱しておらん世論というものを大いに何と言いますか、活用すると言ふのか、そういう態度に出ている。これははなはだ私はけしからぬと思ふ。

そこであと五、六分らしいから、もう一つ問題をお聞きします。これは憲法制定当時の世論の問題についてお聞きしたいのです。この調査会法案の提案理由等を見て、国民の自由意思によるものでない云々というふうな表現を使つて、何かこれが正論を無視して作られたような説明をされておる。私はこれははなはだ間違つておると思ふ。政府がそういうことを言われるのは、たとえは連合軍司令部から憲法案に關する、この草案の案ですね、そういうものが日本政府に示された。もし日本政府がその草案を尊重しないなら、自分の方でみずから国民に発表してみたいと思ふというふうなことを言つたというふうなことをつかまえて、盛んに日本国民の意思ではないといったようなことをおっしゃつておるわけですが、しかし問題はそういう区々たる経過ではない。その当時、日本政府は松本草案というものを甲、乙二つ持つていて、それを司令部にも出しておるんですね。ところがこれははなはだ非民主的な草案なんです。これでは日本が民主化の方向をとれぬじゃないかというところで出てきた一つの示唆なんです。出てきたものについては、発表後国民は、ああ、なるほど、これの方が日本を明るくするにはいいんだ。これは圧倒的に支持しましたよ。まあその辺のこまかいことは、これはもう少し一般質問の過程で山崎さん等に質問したいと思ふんですが、大まかに言つてそういうことなんです。実情は、政府が持つていたその案というものは、あまりにもこれはもう非民主的なもので

す。それでやむを得ず出てきたものなんです。しかしそれについては国民が喜んだんです。それを苦々しく思つたのは、そういう状態になつても、なかつかつ、頭の切りかえのきかなかつた保守的な政治家なんです、はつきり言つて。その点は鳩山さん、どういふふうにお考えになっておるかね。私が今申したようなことだとすれば、何も世論を無視しておることにならぬじゃないですか。この現在の日本国憲法成立の過程というものは、どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はたびたび申しましたように、今日の憲法ができました。占領中でありました。占領中でありまして、やはりそのほんとうの意味の言論の自由というものがなかったと考へております。従つてたゞいまは独立を回復したのでありますから、現在これを再検討するというのが必要のように思ふいます。

○亀田得治君 そういう抽象的に言論の自由があつた、なかつた、そういうふうなことは、また別の機会に議論しましょう。この新憲法を、当時の国民が、これはいいという感じで受け取つたことは、これは私は間違いないと思ふ。そのことをあなたは否定されるのかどうか。その点を聞きたい。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は占領中の賛否というものは、あまり信憑できないものと思ふいます。

○亀田得治君 そんなことはありませぬよ。それはものによりますよ。幾ら占領中であっても、これはほんとうにこれがいいという感じを持つておれば、それは世論ですよ、明確な。その当時賛成されて、そして現在反対されておる政治家の言論等を一々ここので引きませんが、そういう何と言いますかね、ただ占領中々々々というこたけで、もう少し実態に入つた検討をわざわざ見のがしておる。こういうことは私ははなはだ世論を無視しておると思ふいます。そういうことは、国民の真意に沿ひませぬよ、そういうことは。最後に一点それに關連する点でお聞きしますが、あなたは、あの当時日本政府が司令部に出した松本草案ですね、甲、乙二つありますが、あの草案に賛成ですか。ああいう草案がいいと思ひますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 松本憲治君の草案ですか。

○亀田得治君 ええ、そうです。

○国務大臣(鳩山一郎君) あの当時は今日とは事情が違ひますから、現在はやはり再検討すべきものだと思います。

○亀田得治君 現在は賛成でないようなことなんです。しかしあの当時の国民が、そういう意味にもとれるんです。が、そうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 当時は私は全く関与いたしませんでした。

○亀田得治君 いや、その当時は関与しなかつたかも知れませんが、こういう重大問題をあなたが投げかけておるわけですから、おそらく松本草案というものをその後において検討されておると思ふ。そこであの当時の状態において、松本草案適当であつたかどうかというこの価値判断はされておると思ふ。それを聞いておる。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在は松本君の案を参考として私は考えませんでした。離れて考えました。

○亀田得治君　ともかく松本草案なるものは、天皇主権説、軍の統帥の規定、基本的人権に対する法律による制限、たとえば言論、集会、そういうもののに対する法律の制限、こういうものを規定してある。で、私が今お尋ねしても、ほんとうならば若干それをほめたい個人的な関係があるんでしようが、あなた自身はそういうことが言えないくらいにこの日本の民主化にふさわしくない案なんです。政府がそういうことを固執しておったから、やむを得ず司令部から出てきた示唆なんです。そこが大事な点ですよ、問題は、それを何かこう政府がスムーズにやっておるのに押しつけてきたとか、そういうことをおっしゃるのには、はなはだこれはもう事態の真相を曲げておる、実際に世論というものを曲げておる、わざわざ。政府がその当時ああいう松本草案のようなものを持っておったことは、はなはだ不適当と、今はあなたがあとから考えて、お考えでしゅうか。

○国務大臣(鳩山一郎君)　私は現在の憲法で、主権在民説、つまり民主主義、それから平和主義、それから基本的人権というような諸制度については、現在の憲法をそのままに置いておきたいと思っております。

○亀田得治君　それじゃ最後に一点。そういうことになれば、この松本草案というものは、もう全くこれは問題にならぬ草案なんです。従って私は日本民主化のためには、司令部の方がそれに対して注意した。問題点ですね、注意した。これは私は当然じゃないかと思んですが、その点どうです。

○国務大臣(鳩山一郎君)　司令部の案のうちに、私は今日採用して残していきたいという点は多々あると思っております。

○亀田得治君　つまり注意をした、松本草案のようなものはだめですよと注意があったのです。強い注意があったのです。そのことは私は当然じゃないかというのを言うのです。国民が幸福になればいいのですからね。それをどうお考えになるか。松本草案はよろしくないというものはつきり大体おっしゃっているのですから、当りまえじゃないですか。

○国務大臣(鳩山一郎君)　とにかく占領軍は、占領の見地から憲法を改正してきたわけでありますから、今日独立国となった以上は、自主的に再検討をすべきものであると私は思います。

○亀田得治君　大臣は具体的な質問を、絶えず大事なところへ行くと、一般的な抽象論に変えられてしまうので、はなはだ不満ですが、時間がちよつと超過しておると言うことではありますので、一応この程度にしておいて、また別な機会に譲りたいと思っております。

○千葉信君　私は三つばかり御質問申し上げたいのですが、第一問は簡単に回答をいただきたいと思うのです。それは首相はこの憲法調査会を臨時のものとお考えになっているか、それとも恒久的なものとお考えになっておられるか、その点を一つ。

○国務大臣(鳩山一郎君)　これは恒久的なものとは考えておりません。

○千葉信君　そうすると、問題が出てくるのですがね。今首相はこの憲法調査会は、恒久的なものとは考えておられない。つまり御答弁としては、これは臨時のものだということになります。そうすると、首相も御承知のように第二十二国会では憲法調査会設置法案が流産、国防会議の法案と一緒に。ところが今度は、政府はこの法案の提出過程、しかも国会の審議の最中に、国家行政組織法の一部改正法律案を出してこられた。それによると、第八条の審議会もしくは協議会等臨時のものは、政令の定めるところにより置くことができるという法律案をたゞいま御提案になっておる。そうすると政府としては、この憲法調査会法案に政府として、二またかけて、この設置法を用意してこられたということになると思うのですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(鳩山一郎君)　そういう考え方は持っておりません。

○千葉信君　そういう考え方を持っておられたにしろ、持っておられないにしても、もしもこの国家行政組織法の一部を改正する法律案が成立すれば、この憲法調査会法案の審議については、国会はむだな努力をすることになる。この法律案が成立してもしなくても、政府の方では今度は憲法調査会を政令をもって設けることができるというその事実が起ってくるわけです。これはどうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君)　そういうことは考えていません。

○千葉信君　法律案を提出するのは総理大臣ですよ。一方の法律は、どういう考えでお出しになつておるのですか。こういう改正案を……

○政府委員(林修三君)　この点は実は行政管理局からお答えするのが筋だと思ひますが、私の方で法案の審査

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

とは、すなわち憲法がこれを認めておるといふことの結論じゃないか。これは国会の多数決というところの問題があります。鳩山さんはそういう主張をしておられる。この間の田畑君の質問に鳩山さんはお答えになって、自分としては憲法を改正しなくても、第九条を改正しなくても、自衛隊は持てるという解釈をとっているが、しかしいろいろな意見があるから、そういう異論の余地なからしめるために、第九条をやはり改正すべきだという鳩山さんの御意見、つまりその鳩山さんのこの間の答弁は、今鳩山さんが言っておられる憲法を改正しなくても自衛隊は持てるという今の立場、しかしまた同時に、憲法を改正しなければ自衛隊なんか持つことは憲法違反だという意見の存在を肯定しておられる。それからこの問題は、憲法なんか改正してはいかぬ。自衛隊も持つてはいかぬという、こういう意見もある中で、鳩山さんとはかく憲法を改正して、そうして自衛隊を持つことに何らの疑義が憲法にないように改正すべきだということを言つて答弁されたわけですが、一体そういう鳩山さんの答弁は、そういう異論の起る余地が第九条にあるということをお認め、そうして鳩山さんもおっしゃる意見であった。そういう一問の首相が憲法の解釈において二度も変られたことは、これはあり得るとしても、そういう第九条に対する解釈に対して異論があることについて、首相はそういう異論は間違いだという立場をとるなら別ですが、すっかりしたものにすれば、これは、憲法は改正しなければならぬということ鳩山首相が言われることは、鳩山首相自身が、自分の今とつ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

○千葉信君　次に重要な問題があるから、これはこれからにして、次の質問に入ります。

首相に、それでは次の問題をお尋ねいたしますが、この憲法改正の最も具体的問題、中心的な問題、これは憲法第九条がクローズ・アップされておると思うのです。この九条の関係については、九条を順守して自衛隊を置くべきでないという意見がある。九条を改正したりして、そうして自衛隊を増強したい。しかしこれはいかぬ、むしろ自衛隊を認めない、こういう意見がある。それから今の状態では自衛隊は増強しなければならぬ。しかしこの自衛隊そのものが憲法に違反するものであるからという立場から、第九条は改正しなければならぬという意見がある。もう一つは、鳩山さんが第二点の意見をかつて唱えておられて、今度は第三点の、憲法は改正しなくても自衛隊は持てるのだ。自衛隊法が通ったこ

ておられる憲法の解釈について、自信もなければ責任もっておられないという結論になると思うのですが、この点はどうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 自分といたしましては、憲法第九条は自衛隊を持つことを禁じていないと思つています。いないと思つておられますから、現在自衛隊を持つことを憲法違反とは思つておりません。思つておりませんけれども、ただいまあなたのお説みになった通りに、私の答弁は、とにかくに国民の間に疑いがあるのですから、議論のあることは事実なんです。それから、そういう議論の生じないようにしたいという希望を持っております。

○千葉信君 鳩山さんの今、持つておられる解釈がもしも正しいのだとすれば、何も憲法改正をしなくとも、そういう自分の正しい意見が、この通り憲法の正当な解釈だということを主張される、そのことによって私は解決できると思ふのです。その点についてはどうですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法改正の理由は、憲法第九条ばかりにとどまつておりませんから、とにかく憲法を再検討する時期だと考へております。そういうような再検討する場合においては、憲法九条をやはり考へ直しておいた方が明瞭だろう、こういうふうにか考へます。

○千葉信君 私はその点はそれぐらいにしておきますが、そこで次に出てくる問題は、今の鳩山さんが九条に対してとつておられる解釈からいけば、最小限度の自衛隊は、防衛力は持つてゐる、自衛力は持つてゐる、海外派兵もやる、とは言つておられない。

○国務大臣(鳩山一郎君) 言つておりません。

○千葉信君 徴兵制度もしくは言つておられない。そういう点から私はどういう問題についても必要に迫られていゝとか、考へていゝとか言つていゝも、やはり一番大きな問題としては、この九条の問題がやはりわれわれとしては究明を要する問題なんです。そうすると、そういう、これ以上の最小限度という自衛隊をもつと限度を定めるとか、海外派兵を行う必要があるとかいふことがなければ、徴兵制度をしなくとも、今の状態の中では、私は十分九条でその解釈によつて今の状態に適合できると、こういうことになつておられるのですが、そこでそういう考へ方から言いますと、一体今度の憲法改正の問題、しかも憲法改正の問題の最も中心的な戦力をどうするか、九条をどうするか、この問題が私は日本の締結してゐる国際条約の關係から出てきてゐるのではないかと疑念を持たざるを得ない。そこで具体的な質問に入る前に、この際、鳩山首相にお尋ねしておきたいことは、たとえば私がアメリカ等と国際条約を結んできた。その結んできた国際条約の中に、もしも日本の憲法そのものに抵触し、もしくは違反するような内容がかりに含まれてゐるとして、それが含まれてゐる場合には、その含まれてゐる日本が履行しなければならぬ義務について、おれの方の憲法はこういう憲法になつてゐるから、それはできないのだという

ことは、私は日本としては言えない立場にならざるを得ないと思ふ。つまり憲法は海外派兵は認めない、徴兵制は認めない、交戦権は行使しない、国権の発動としての戦争はやらぬ、これは交戦権は日本は放棄するという具体的な内容です。ところがそれはさういふか、あるいはまた海外派兵の問題であるか、あるいはまた徴兵制度をしかねなければならぬような事態に追い込まれるとか、そういうふうな、憲法上は認めてゐない問題であるけれども、今までの国際条約の中にかりにその憲法に抵触するような取りきめなり、もしくは必然的にその行動を起さなければならぬような義務がもしも今までの条約の中にかりにあるとしたら、そうしたら、その義務事項は日本としては当然憲法のいかににかかわらず起さなければならぬといふことになる。この点は常設国際司法裁判所等でも、「国家の現行の国際法または条約によつて課せられた義務を回避する目的をもって他国に対してその憲法を援用し得ない」ということになってゐる。同時にまたその司法裁判所の発行してゐる常設裁判所出版第十七号等によりまして、「条約の締結国たる国家相互の間においては、国内法の規定は条約規定に優先し得ない」といふのが、一般に承認された国際法の原則である、こうなつておられます。それからまた条約法に關するハーバート草案も「条約の中で別段の定めがある場合を除き、国家は国内法の欠除を理由として条約上の義務の不履行を正当づけることはできない」、これは国際法の通念としてこの点は鳩山さんも肯定されるでしょうね。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在の国際条約には憲法違反の事実を含んでゐる規定は私はないと思つております。

○千葉信君 私はそれをお尋ねしてゐるのじゃない。それはこれからです。それはこれから御質問申し上げるのですが、今私が読み上げた国際法の通念です、つまり日本に存在してゐる憲法に抵触するような条約をかりに結んでゐても、おれの方の憲法ではそれは認めないからといって、その義務を履行しないわけにはいかない。この国際法の通念をお認めになりますかということ。

○国務大臣(鳩山一郎君) そういうような条約を結ぶ意思はございません。

○千葉信君 そんなことを聞いてゐるのじゃないのです。そんなことを聞いてゐるのではなくて、国際法の通念をお認めになるからならぬか。条約のことはあとから聞きます。

○国務大臣(鳩山一郎君) 憲法と条約とどっちが優先するかということについてはいろいろの議論がありまして、「重大問題ですよ」と呼ぶ者あり、憲法違反の条約を結ぶ意思は政府としてはございません。

○千葉信君 そんな条約のことを聞いてゐるのじゃない。条約と憲法とはいずれが一体優先するか、国際社会におきまして、まさかあなたもいや憲法が優先しますと一國の總理大臣として言ひきれないと思ふ。はっきり答弁しなさい。それを聞いてゐるのです。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私の言つてゐるのは、日本の憲法に違反するような条約を結んで、そういう問題を引越すことを避けたいといふのです。

○千葉信君 そんなことを聞いてゐるのじゃないのです。どういふ条約を結ぶのか、結んだかといふことを私は聞いてゐるのではない。日本の憲法に抵触するやうな条約をかりに結んだ場合は、日本はその条約に従つて行動しなければならぬ。憲法に抵触してゐても、日本にはさういふ義務があるのだ。それが私が今読み上げた国際法の通念だ。それをあなたは認めないのか、ならぬのか、それを聞いてゐる。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私はその仮定の議論に対してはお答へができません。

○千葉信君 仮定とは何です、仮定とは。あなたは条約を結んだらして、日本には憲法がある。私はそれをあなたから結ぶとか、今まで結んだとか、そのことを聞いてゐるのではないのです。あなたが一國の總理大臣として、国際社会の一員として、国際法と憲法とを優先するかどうかという点については、あなたは明確な意見を持つてゐなければならぬ。だからそのあなたの立場からいって、憲法と食ひ違ふやうな国際法が存在するやうな場合に、その國は憲法をたてにとつて国際法もしくは国際条約を認めないという態度をとることができぬのか。そんなことは答へられるでしょう。常識ですよ、こんなことは。

○国務大臣(鳩山一郎君) 學者の間に議論がある。私にそれをどつちがいいかと言へば、さういふおっしゃるのですが、政府としてはさういふやうな議論に觸れないやうな態度をとつていきます。

○千葉信君 そうじゃない。學者の見解はさういふ見解をとりつてゐるのですよ。それを日本の總理大臣は

した場合に、内閣に報告しますことはもとよりであり、国会に参考の資料として出しますことも、これは当然のことであると考えておられるわけであり、もとより、それは国会に参考の資料であり、この参考資料をどういうふうな国会で取扱われるかは、これは国会自体の問題であると思っております。

○吉田法晴君 それじゃ首相にお伺いしますが、首相は改正論者であります、政府が、内閣が調査会に意見を徴して聞く、そしてそれを政府においてさらに検討をして国会に出すのではなくして、国会にも報告をさせて、それを国会ならば国会で憲法改正の何と申しますか論議の対象にされるということ、まあ原案にするかどうかという問題は別ですが、その辺は政府の提案権の問題と関連をいたしますが、総理はどういう工合にお考えになっておりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) ただいま山崎君の答弁された通りに考えます。

○衆議院議員(山崎勝君) ただいまの吉田さんの重ねての御質問でございますが、この調査会が内閣にできまして、調査会自体が自主的に検討を加えて、内閣の諮問を待つて憲法改正の問題を検討するわけじゃございませぬ。調査会自体が検討をいたしまして、その結論を調査会として出すわけであり、その結論を内閣並びに国会に報告する。こういうのがこの法案の趣旨でございます。

○吉田法晴君 その辺はもう少し問題が残ります。「内閣を通じて国会に報告する」と書いてありますから、内閣及び国会に、ではないと思うのです

が、それはあとで一つお尋ねをいたします。

鳩山総理にお尋ねするのでありますが、総理は占領中に憲法改正を論議された、こう言われましたが、なるほど占領中ではございませぬ。しかし先ほど同僚亀田君からも申し上げましたように、日本政府では従来の憲法の部分的な修正、これはあるいは天皇の問題について、あるいは統帥権の問題、軍の問題についても、そこでGHQのサゼストが行われたということ、これは明らかであります、その際、政府としては、じいせん日を送るならば、極東委員会を通じて天皇制の廃止という傾向が強く出てくる、そこであるいは当時の政府としては、松本案のような従来の憲法の部分的な修正を考えられておられたけれども、しかしこのサゼストを全面的に受け入れなければならぬ、こういう工合に考えられたのかもしりませぬ。それについてはどうもそうのようでありませぬ。その間の事情は過去の事実を検討すればわかることですが、ところが今憲法改正の問題が起つて参っておりますのは、日本軍備、自衛隊の増強、これ以上の増強は徴兵制を布くにいたしまして、あるいは今の純然たる志願兵制度から出るにいたしまして、あるいは海外派兵というものを、要望を実現するにも、憲法の改正ということは必要になってくる。こういうことで、明らかにいろいろな人たちがアメリカ側で言っておりますけれども、憲法改正の要請が向うからあったということ、これはいろいろな人の話、あるいは昨年の日米折衝を通じて明らかであります、なお、たとえば従来の憲法

問題からしますならば、非常に重大であった日本の領土の問題、これはあるいは沖縄、小笠原等について日本の主権が完全に回復されておらぬということ、これも事実であります。それから日本の中に数箇所所の基地があるという事も事実です。あるいは予算を組むにしても、防衛分損金から始つてどれだけ自衛力をふやすかということ、アメリカ側と話をしなければ予算が組めない。こういう実態は、これは完全には独立した日本でないということ、これは言えると思う。過去において鳩山首相は独立を達成しなければならぬと言われまして、これはその通りでありまして、従つて言われるような理由が改正の理由であるとするならば、私どもはその当時はその当時の日本人の判断に従つて、憲法をきめたと思うのですけれども、しかし今、憲法を改正せよと言われる理由の一つに言われるような点があるとしても、日本の現状はなお完全に独立をしておりませんで、そしてアメリカ側から要請をされて、憲法改正する、こういう事態ではないかと思うのであります。従つて憲法改正問題を論議すべき時期としては不適当である、私も考えるし、多くの者は言うのですが、総理はその点についてどういう工合にお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私は今日は自主的に憲法を再検討することができると考えております。

○吉田法晴君 それじゃ先ほどちよつと伺いましたけれども、前にほんとうの独立をしておらぬということを言っておられたが、そういう状態の中、でも、自主的に、ほんとうに自主的に

改正し得るような状態だと思えなんでしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 現在におきましては、現在の状態において憲法の改正については、アメリカから示唆や強要を受けるおそれは全然ないと思っております。

○吉田法晴君 その点は論争になりまして、時間もございませぬし、またこの機会に譲ります。

今の憲法をおきめになるときに、これはまあ自由党も民主党も、今の自民党の前身は、憲法に賛成をされたわけであり、そのときに今の憲法論議の際に、国体が変わつたのかどうかというところが非常に問題になりました。まあ今の憲法論議の半分くらいはそれに費されたということができまして、う。それから日本の憲法を解釈すると、日本の憲法の中に含まれておる原理、民主主義、あるいは基本的人権の尊重、平和主義、こういうものからでなくて、憲法外からの自衛論争、自衛論、これはその自衛論もダレスから持つてこられた自衛論であります、あるいは教育勅語、あるいは古い道義というふうなもので、日本の憲法、日本国憲法を解釈せられようと、まあいたしておりますが、自民党の中にも天皇について、象徴ということじゃなく、元首にしたい、こういう案文があります。これは共通的な案文。この点について総理はどのように考えておられますか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 天皇の性格は、憲法改正によつて変えようとする意思を私は持つておりません。

○吉田法晴君 よく言われますように、前の憲法とそれから今の憲法と、

これは何と申しますか、従来の国体が変わつたかどうか。天皇の地位の保全ということが——ポツダム宣言でもですが——今の憲法の中で一番大きな当時の指導諸君の問題であつたわけであり、それが、そうすると総理としては前の憲法と、今の憲法との間に基本的な変化があつた、あるいは天皇制というもの、これはなくなつた、そのなくなつた天皇の日本の憲法上の地位をどうするつもりはない。こういうことなんですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 君主国が民主国になつたわけであり、またそれを再び君主国家にするという意思はたゞいま持つておりません。

○吉田法晴君 ただいまという話ですが、ただいまというのをあれしつていると、ただいまでもない、先々についてそう思つて、少くとも鳩山総理としてはそう考へて、こういうことなんですか。

○国務大臣(鳩山一郎君) 私の意見を申したのであります、しかしながら憲法調査会は、憲法全体にわたつて調査をする権限を持つていておると思つております。

○吉田法晴君 それでは具体的に自民党、前の自由党、民主党それから自主憲法制定議員連盟というのです、か、そういうところでも、天皇を象徴ということではなしに元首という言葉で現わしたい、こういう意見がございまして、それについてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(鳩山一郎君) これは憲法調査会の私は権限だと思つて、(亀田得治君「あなたの見解を聞いています。」と述ぶ) 私はさつき申しました通り

りであります。

○吉田法晴君 それでは元首という言葉に直すよりも、今の「日本国の象徴であり」とあるのは「日本国民統合の象徴であつて」という工合でよろしい、こういう御意見なんですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 元首といふことは、広い意味においては日本国の象徴といふことと、性質においては私に交りないと思ふのです。

○吉田法晴君 そうすると象徴といふ考えには反対ではないが、しかし元首にした方がよろしいという意見もあるし、象徴といふ意味で元首といふ言葉に直した方がよろしい、こういうことなんですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) その点は、憲法調査会において審査できると思ひます。

○吉田法晴君 調査会ではそれは論議せられることですが、総理の御意見を承りたい、こういうわけでありませう。というのは、言葉だけでなしに、あとの点について、たとえば六条、七条等の点について相当変更をしよう、こういう意見がございます。それからさうの天皇誕生日の祝の方と申しませう、やり方についても、これは新聞でござらんになりましたしうけけれども、あるいは分列行進をやつて祝つておる、あるいは軍服姿も現れて国歌斉唱、まあ万歳、それからものと天長節の歌を歌つてやつたということもあります。その新聞記事の中に、「まわれ右ツ」と書いてありますが、それは「まわれ右ツ」という号令がそのときかけられたということだけでなくて、制度についてあるいは天皇という問題について回れ右ということが一部には

相当言われておる、あるいはそういう空気がある、こういうことでありますから、これは単に言葉の問題ではないと思ふ。そこで鳩山総理にそれらの点についてもっと具体的に御意見を承りたい、こういうわけですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は幾度も申しますように、統治権の主体に天皇を再びするといふ意思がないといふことを申しているだけです。

○吉田法晴君 統治権にする意思はない。

○國務大臣(鳩山一郎君) 統治権の主体に……

○吉田法晴君 統治権の主体にするといふ意思はない。これは国民主権といふ立場は貫いて参りたいといふことですが、それでは言葉の点について、象徴がいいか、あるいは元首がいいか。

それから七条等について、さらに加えて天皇の国事行為をふやす、そのふやす内容についても、あるいは昔の緊急勅令を出すことができる、こういうようなことさもあるわけでありませう。ここで詳しく述べませうけれども、しかしさうなつて参りますと、これは単に言葉の問題だけでなく、今鳩山総理が言われるような、象徴として、政治について責任がない立場から、憲法上の行為について、行政行為について天皇が権限を持つてあられるといふことになつて、あなたの今の志とは違ふ事態が起つて参るのです。その辺について、それではどういふ工合にお考えになりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 天皇について、章について、やはり憲法の中にありますから、これは形式的に憲法調査会の審議の内容になると思ひます。私

としては、君主主義にするといふことを考へていないといふことを言つただけです。詳細の点は憲法調査会で決定すべきものと思ひます。

○吉田法晴君 具体的にこれは党の方で意見が出ておりますが、君主制度であるいは統治権が天皇にあるといふことにしたくない、こういうことであるならば、象徴を元首にするといふことについては、総理としては反対だ。あるいは国事行為なら国事行為をふやして、あるいは緊急勅令のようなものが公布できるというようにすることにすれば、これは反対だ、こう私はおつしやるのがほんとうだろふと思ひます。また私があげましたさういふ議論についてどう考へられるか。こういうことをお尋ねしておるのであります。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は性格について先ほど申しした通りでありまして、他の行為の範囲をどうするかとか、元首がいいとか、名前をどうするかといふような点については、憲法調査会にまかして、その通りに決定されて別に異存はありません。

○吉田法晴君 それでは最後にお尋ねいたしますが、国民主権主義は守りたい云々というお話でありませうが、公共の福祉と基本的人権といふことが一つの問題になつておられます。前の憲法等においては、公共の福祉、国の利益のためには人権を制限することができ、さういふことが相当強く言かれておる。法律の定めるところにより云々といふことで、いかうにも基本的人権が制限し得たのであります。今度のこの憲法調査会を作られるに當つて、自

民党なり、あるいは前の自由党、民主党等で国民の権利義務の規定の仕方が詳細に過ぎる。あるいは義務の規定がほとんどない、こういうことで、公共の福祉であるいは法律により基本的人権を制限し得るにしよう、さういふ考えを持つておられます。それから共通して言われておられることは、防衛の義務を掲げたい。防衛の義務といふものがもし憲法の中に織り込まれるといふことになりませう、これはさういふことはやらぬといふ御否定ですけれども、徴兵といふ問題と、あるいはさういふことと関連して参ります。そこで基本的人権といふものについて、さういふ制限、この広範に制限し得るよ

うな規定は設けたいと言われるのか。あるいはそれらの点についてもまかせるといふのか。あるいは防衛の義務等を国民の権利義務の中に入れることについて賛成であるのか。それらの点について総理から、これはこの基本的人権に関する重大な問題でありませうから、所見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私はたびたび申しましたように、平和主義とかあるいは民主主義、基本的人権といふようなことは尊重したいと思つております。基本的人権も公共の福祉に從うといふのは建前でありませうが、その乱用を防止するといふ意味で、その基準をもつと明確にすることが検討されてもいい、さういふような気持です。

○吉田法晴君 先ほど申しました防衛の義務等については規定をすべきだといふ議論がござりますが、それらの点について鳩山総理はどういふ工合にお

考へになつておりますか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は徴兵制度といふものは再現する意思はないのでありますけれども、個々のその義務についてどういふふうにするかといふ点については、憲法調査会が慎重に検討されるべきものと思つております。

○吉田法晴君 意見が出てゐるから、それについてはどうなんですか。防衛の義務といふものはそれで規定するつもりはない。自分としては徴兵制度を実施するつもりはないから、防衛の義務といふものを憲法の中に盛ることにしては反対だと言われるのですか。

○國務大臣(鳩山一郎君) 私は徴兵制度といふものについては実行する意思は持つておりません。

○吉田法晴君 それではその基礎となるような条文を憲法の中に盛ることにしては反対だ、さういふ御意見です。

○國務大臣(鳩山一郎君) そうです。

○委員長(青木一男君) 堀君、一時に休憩しますから、それまでにお願ひいたします。

○堀眞琴君 ではただ一点だけ総理にお伺ひいたします。

それは憲法改正の限界の問題です。各委員の質問に対して、首相は国民主権、平和主義あるいは基本的人権等については、これを尊重する意思である。さういふお話しであります。しかしながら御承知のように、自民党の方では、私どもに配付されております文書によりますといふと、四月二十七日に自民党の憲法調査会資料というものが出ております。それから自由党時代の代には、あなたが自由党に帰られる案件の一つの中に、憲法調査会を設ける

しく、総額だけではなく、その内訳も比較して御説明を願いたいと思ひますが……。

○政府委員（福田繁君） ただいま申し上げました臨時教育制度審議会運営に必要な経費でございますが、この内訳は、委員手当、委員旅費、その他庁費となっております。委員手当といたしましては十八万二千円、それから委員旅費といたしましては五十万、それから庁費といたしましては十五万四千円、合計いたしまして八十三万六千円という計算になっております。

それから中央教育審議会運営に必要となる経費でございますが、百五十九万の内訳は、委員手当が三十万二千円、それから職員旅費が十万八千円、それから委員等旅費が百万円、その他庁費が十八万八千円、合計いたしまして百五十九万八千円になっております。

○委員外議員（湯山勇君） ちょっと落着きませんが、今の中教審の方、もう一度……。

○政府委員（福田繁君） 委員手当が三十万二千円、職員旅費が十万八千円、委員等旅費が百万円ちょうどでございます。それから庁費が十八万八千円、こういう内訳になっております。

○委員外議員（湯山勇君） それで中教審は委員の数は二十名でしたですね。

○政府委員（福田繁君） その通りでございます。

○委員外議員（湯山勇君） 現在中教審審はどれくらいな割合で開かれておりますか、たとえば月何回とか、何カ月何回とか……。

○政府委員（福田繁君） 中教審の開催でございますが、これは最近総会は割合に……、新年度に入ってからまだ総

○委員外議員(湯山勇君)　そこで重ね

○政府委員(福田繁君)　これは開催日

第一節 內閣委員會會議錄第三十二

○政府委員(福田繁君) 今申し上げます。

○委員外議員(湯山勇君) だいたいまの

い、こういうことになると思います。

○政府委員（福田繁君）　これはもちろ

昭和三十一年四月三十日

○委員外議員（湯山勇君）　その六回で

が予算とこの審議会の構成から見ま

それから今のできるかできないかの問

り方によりまして、実際の運営では、

○委員外議員（湯山勇君）　　そういう御

1

この点は臨教審よりも、過去の実

に、隨教隨方はなるべく旂幟の要に

ます。

おっしゃいましたが、大臣、その通り

1000

いかでしよう。大臣のように従説即

はないと思うのですが、大隈はそうい

○政府委員（福田繁君）私申し上げた

○政府委員（福田繁君）　そういうこと

お目にかかつて、どなたを出して下さいというような協議、妥協でぎめた方が、一番適当な人を得られるのじゃないか、こう考えております。もっともこれは法律にも、また政令にも書くこ

異存がなからうということをかぎめて、そして任命手續をとうろ、こういう心組みでございます。前に申し上げましたが、こちらからエボウ抜きに、だれという指定をしないし、それからまた、何人という人だけを割り当てて、人にかかわらず、それを受け入れると、いったような冷淡なことはいらないで、

○委員外議員(湯山勇君) その点もまだ明確になりませんけれども、一応、くどくなりますから、それだけで留保いたしましたして、そういう場合、まあ大臣の言われる妥協なら妥協ということを出された人、その人が会派の意見を無視してこの委員会でいろいろ発言する、会派の方針を離れて意見を述べ

○國務大臣(清瀬 一郎君) まあ会なり
党に屬さるる方は、党または会の意見
を尊重さるるであります。また政
治家としてはそれが当然でありますけ
れども、尊重することも自由意思なら
ば、これにそむくことも自由意思で、
(笑聲) 会としてはその人個人の御意見
として取り上げるのが当然だと思ひ

○委員外議員(湯山勇君)　そこで端的にお尋ねいたしますが、大臣の御所属になっている自民党は、どういう態度をおとりになっているのでしょうか。

○國務大臣(清淵一郎君)　この会は開いたことはございませんけれども、今まで議員が会に出席したことがありません。

はあり得ないと思います。枝葉末節の問題ならばそれはまた別ですけれども、そうすると結局出ていった人は党が党議をもつて、党の規則で縛るとか縛らないにかかわらず、出ていった議員自体が良心と責任においてその党の方針を主張することは、会派の方針を主張することは当然だと思ふのです。

が、大臣はそうはお考えになりませんか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この会が

きまして、諮問事項がきまりましたら、各会派はそれについて意見をきめようといっておきめになるかも知れぬ、そういうふうになりました時分には、党所屬の委員はそれに従って御発言になるのは当然だと思います。しかしながら、諮問事項がきまりましたら、党の方でこれを自由にきき、また意見をきめておられぬという場合には、その議員は一々党の意見を聞いて出てくるというのじゃなく、自分で自由な意見を吐き得る場合はあるものと思います。

○委員外議員(湯山勇君) それは大臣の勝手な御解釈ですから、勝手な御解釈として私は承わっておきます。

○国務大臣(清瀬一郎君) それも党の党風による、党のしきたりによるのですね。結束を固める、また厳重な党もございましょうし、あるいはゆるゆる自由主義の党派で、まあ党がきめたらこれに従え、それから意見をきめておきまして、自由問題というものを私どもの属しておいた党派はこきえておいた、党議は一たんこうするけれども、個人の御発言は自由という自由問題をとりとめるのであります。すなわち、党と委員との関係は、各党派の党風によるものでありますから、私が社会一般的にゼネライズしてこうだということを言うのは適當ではなからうと思います。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣がそういうふうにおっしゃるのであれば、私は重ねて具体的に尋ねたいと思います。この審議会は内閣の諮問に應じ教育に関する現行制度に検討を加えるこ

とでございませう。そこで教育の現行制度に対して何らかの態度をきめてない党がございませうでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういう理詰めのお問だと、日本のいやくも政

党として、教育制度に未定のものがあるかとおっしゃいますけれども、やはり現状維持をいう党派でも、よくよくのところはやっぱり改正をしようというお考えをお持ちでありましようし、また進歩主義といつて、何でも改正するといつたような党派であつても、ごく根本的のものまで改正するつもりじゃないという党派もありましようから、どいつもあまり抽象的にありな

しというのでは窮屈だと思ひまするが、問題によりまして、日本の教育制度は、上は大学から幼稚園まで、社会教育もあれば、あるいは婦人教育、労働、成人教育、いろいろなものがありますから、それを全部にわたつて党がきめておるといふように私は考えておりませんです。

○委員外議員(湯山勇君) じゃあもう少し具体的に申し上げたいと思ひます。教育に関する現行制度ということになれば、当然現在六三三四制というやうなものも検討の対象になると思ひます。そこでこの六三三四制について

はこれを堅持してゆく、あるいはこれは改変すべきだといふやうなことのきまつてない党派なり会派なりはないと思ひます。そうすると、教育に関する基本的な問題の諮問とおっしゃいますけれども、そういう問題についてフランクに検討せよと言われても、私どもであれば、六三三四の基本方針を變えようといふやうなことであれば、それはどうしても反対しなければならませ

ん。これはどの人を委員に御指名になつても同じことだと思ひます。そのやうなと、大臣が今おっしゃいましたように、そういう問題についても、その場へ出て勝手に発言をしてもいいというやうなことにはならないと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはおっしゃいます、六三三四とおっしゃいます一本の六三三四は變えないでも、昔のたとへば工業学校、高等工業学校といつたやうな傍系のものを置くといふ問題もまた一つ起つてくるのです。

今のは大学までいかぬという専門のことはちつとも覚えられぬけれども、昔の制度のように、工業学校、それから高等工業、その時分にはや技術が覚えられぬという傍系のもの一本のものが必要じゃないかといふやうな話もあるのです。私それが賛成といふわけじゃありませんよ。それでですから、六三制はもうきまつてゐるのだといふやうに固くおっしゃられるのにも及ばないと思ひます。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣若干誤解しておられるので、六三制を堅持するといふのはわれわれの会派の決定事項です。そこであるいは六三制を變えていこうといふ会派もあるかもしれせん。いずれにしても、出ていった議員である委員がフリーに意見を述べ、討論できるといふのは、それじゃ会派で決定してない事項のみについてしかできないといふことに實質上なつてくると思ひますが、それでよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは各党派の党議の問題であつて、私から申し上げるものではないからう。あなたが、まあ失礼ですけれども、社会党は非常に党議が厳重でありなうと思ひます。それからある会派はそういうこととはきわめておられぬ。名前を言つて失礼だけれども、緑風会などはそうではあるまいと思ひます。私の方は一応は党議は認めますけれども、本人が求めるならば例外を認めるといふことは多

多あるのです。ですから、それは各党派でおきめになることであつて、私がどの党派にも通ずる原則をここで申し上げてもお役に立たぬかと思ひます。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣は今非常に幅のある御発言をなさいましたけれども、私も私が文教委員会であるいはなことをお尋ね申し上げましたときには、大臣は党派できまらないことは絶対言えないといふことは再三再四おっしゃいましたことを大臣御記憶だと思ひます。いやしくも文教の最高責任者である大臣さへも、党できまらない

いうことは絶対に言えない、新聞に出てからでもまだ言えないといふことをおっしゃり続けた。これはこの間文教でもそのことが指摘されました。その大臣が今のようにおっしゃるのであれば、従来の大臣の御主張とたゞいまの発言とは非常にまあ含みが変わうように思ひますけれども、いかがでしやうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは事柄が違ふのです。私の属している党派は、昨年十一月十五日に結党する際、重要な条項として、日本の文教の改革といふことをあげておるのです。そのうちに教科書法を改定する

こと及びこの臨教審という、名前はあつてはいたのですが、教育の基本について検討することとを、これを党議できめておるのです。内容はまだそのときはこまかにやつておりません。で、ほかのことは自由はありまして、教育のこの三本のことは実は党議できまつておることなのです。それゆゑに、私は教育のこの三つのことについては党議で検討ついでやあらぬ、今申し上げたからえつて誤解を生ずるというので、最後の党議決定まではということでも、ほかのことはまだまだ幅のあることはたくさんあります。たとへば、米

糧の問題でも表の値段の問題でも、これはまだきめておられはしませんから、あなたのあのときのお問はこの問題に關してのことだから、当時まだ党議未熟と申し上げたのであります。何もかもみんな党議といふことではないのです。非常に幅のある党派なんです、私の方は……

○委員外議員(湯山勇君) 大臣がおっしゃったことは、私が尋ねた通りのこととおっしゃつたので、検討中だから言えないと、そうすると、そういうことはやはりほかの会派にもあり得ることだと、そこで出ていった人も党議を検討中なのだと、言う、まだきまつていないと、そういうことについては言えない場合があるといふことを大臣はお認めになりますね。

○国務大臣(清瀬一郎君) それはあり得ると思ひます。それは党とその方との御関係ですから、それを無理に言えとはだれも言えないと思ひます。

○委員外議員(湯山勇君) それでよくわかりました。従つてこの国会から出

ること及びこの臨教審という、名前はあつてはいたのですが、教育の基本について検討することとを、これを党議できめておるのです。内容はまだそのときはこまかにやつておりません。で、ほかのことは自由はありまして、教育のこの三本のことは実は党議できまつておることなのです。それゆゑに、私は教育のこの三つのことについては党議で検討ついでやあらぬ、今申し上げたからえつて誤解を生ずるというので、最後の党議決定まではということでも、ほかのことはまだまだ幅のあることはたくさんあります。たとへば、米

重点は、現在の日本の教育制度の運用ということにあるのです。重要施策という文字もあります、大体は常設的文部大臣の機関であつて、運用面を重きに置いておるのです。これは制度の改革を必要とする点がありはせぬかという点を重きに置いておるから、りっぱな人をお願いするといふことは事実でありまゝするけれども、多少細点が違ふと思ひます。

○委員外議員(湯山勇君) 多少細点が違ふという、その細点の相違が私は非常に重要だと思ひますから、その細点の相違点を具体的に示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) これはこの前の連合審査のときに、臨教審と中教審の性格の相違いかんという大きな問題が山出し、私がそこで答へたこともありますが、それを書面として出せとおっしゃつて出したものもございます。書面として出したものには、これを三つに分けて言つておるから、これは書面が残つておるからそれをこゝに願ひたいのですが、一言で言へば、第一項はまあ教育の根本たる問題ですね。わけでも道徳、風教に關するやうな問題、これはもう国の最高の問題です。それからその次は、や行政的になりまゝするが、教育に對する国の責任、権限、第三には学校制度、わけでも大学制度についての再検討、こう三つに分けておる。大きな議題がこの三つである以上は、これに對して広く、かつまた高き見識を持つておる人、こういう人を集めたいといふ考えであります。中教審の方は、今申しました通り、文部大臣の教育運営の常設機関でありますから、

むろん高きりっぱな人といふことは同じでありますけれども、教育、學術、文化についての廣い識見を持つておられる、こういうふうになりますけれども、まあ角度は少し違ふのです。

○委員外議員(湯山勇君) そういうことは前にお聞きいたしましたから、もつとその点を明確にしたいと思ひます。それはまあ教育界からどういふ人を選びたいといふことについては、私も若干わがままなことはあります。けれども、廣い視野からそれぞれの立場から委員を選ぶといふことになつて、財界、実業界あるいは言論界、そういうところからお選びになるに、中教審にも同じやうなワケでお選びになつた委員が出ておる。そのたとえば財界から出る中教審の委員と臨教審の委員とはどういふ点が違ふか、どういふ視野でもつてそれを御選定願うか、今のやうな抽象的なことではやはり區別つきません。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今財界のお話ですから申し上げましょう。財界へ身を置かれる方は、まあいわば常識人といふ人が多いと思ひます。しかしながら、このうち、わけでも第三の大学制度といふうちの説明に、この節の卒業生は一カ年に十三万です。これが就職が片寄つておるのです。多くは文科系が続が多い。財界の方は、あるいはどういふ大学の方がよろうといふた意見をもち、または意見を發表され、パンフレットなどでもお作りになつたやうな、これについて見解を持つておられる方もあります。また今日の社員あるいは職員等のやり方について、そのその根本は、腹前と思ひが違つてき

たのではない。学校で一体どう教へておるのであるかといふたやうなことに對して、見解を持つておられる方もあります。で、問題が大よそ、これは三つに限つておられなければ、三つに區別された以上は、これについて高き識見を持つておられ、また持つておられそうなる人物を色する方が早道ではないかと思ひます。ただ財界代表だと商工會議所から一人とこれといったやうな私は考えは持つておられぬので、この問題について高き識見を持つておられるやうな人をお願いしたい、こう思つておるのです。

○委員外議員(湯山勇君) そうしますと、大臣がおっしゃつたやうな観点からいけば、教育の中での道徳、風教に關する問題について関心を持つておる人、それから大学を出た者の問題について、大學教育、大學を出た者の問題について識見を持つておる人といふことになれば、先般おっしゃつたのと若干矛盾してゐると思ひます。それは先般おっしゃつたのは、中教審ではとにかく教育問題中心に、教育に關心のある人、教育の場から見てこの人といふのを選ぶ。けれども今度の臨教審といふのは、その建前も、そういう単に教育の問題にこだわるのではない、実業界の人は実業界の立場からこれに對して意見を述べてもよろう。それから財界の人は財界の立場から言つてもよろう。地方行政の立場の人は、地方行政から見た教育の問題といふよりも、純地方行政の立場からこれについていろいろ意見を述べてもよろう。そうするために、中教審と別個に内閣の諮問機関としての臨教審を設けたんだといふことでござい

ますが、ただいまのだと、これは何も臨教審じゃなくて、中教審でけつこうやれることだと思ひますから、先般の御説明と今日の御説明とのやうな若干の違ひはどういふところから出てきたのか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 答へる違ひのは問が違ふからなんです。私の考えは同一です。各界から出ましても、各界代表といふ意味じゃ私はちつともないのです。教育界から來られたから教育代表だ、実業界から來られたから実業界代表だ、そういうふうな意味では私答へたことはございせん。しかしながら、各界に身を置かる方から適當な人を委託する。ところがきやうあなたは、中教審と臨教審との人の選び方の相違はどうだとおっしゃいます。その問題に對しては、二つの会の本来の性格と目的が違ふから、その目的に合ふやうなふうを選択します。けれども、これも実は私はさう言ふんです。實際問題に至つてはその區別は非常にむづかしいのでありますけれども、お問に應じて、この会の目的はこうなんだ、特定の三つの目的がある。ところが中教審の方は常設的な諮問機関でありますから、どんな問題が現れるかわからぬのです。教育界の問題でも、幼稚園のことが出るか、修学旅行の問題が出るか、何かわかりませんから、もつと廣い常識がよいのでありますけれども、これは問題がわかつてゐるから、その問題に適した人を御依頼する、こゝろ答へたので、あなたのお問の種類が違ひましたから、答へる種類が違ふやうになつたのです。

○委員外議員(湯山勇君) それでは今の問題は確認したいと思ひます。中教審に選ぶ人と臨教審に選ぶ人とは、その選び方に細点の差があるといふことを確認してよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りでございませう。

○委員外議員(湯山勇君) そうすると、現在の中教審の人は臨教審には一人も入らない、こゝろでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうじゃございませう。(湯山勇君「おかしい」と述ぶ) この間も答へました。中教審に入つておられる方でも、教育全般について常識的に願ひするといふ方のうちに、また一方道徳、風教、大學問題といふことに高き識見を持つておられる。人間の性質は一つじゃありません。だから中教審へ入つたから臨教審の資格はない人だといふたやうなことは言えませう。国会議員でも、衆議院議員であつた人がまた参議院議員に御當選になることもあつた。どつちも適任者でありますから、そんな答へをししたこともなし、今もするつもりはありません。今の二十人の中教審の方には、りっぱな意見を持つておられる方は現におられます。さればといつて、しからばそれを全部お願いするといふ約束もこれはできません。

○委員外議員(湯山勇君) どうもわけがわからなくなりました。(笑聲)今の質問は、私どもの記憶する限り、参議院においてはさういふ質問は出ておりません。それは中教審の代表の方々が、中教審はこゝま置くのかと

いうことを大臣にお尋ねしたときに大臣は置くのだと、それじゃ中教審の人を臨教審に入れるかということをお尋ねしたときに、大臣のお答えはなかつた、こう言っておりました。そこで私はこの問題はやはり大切だと思ひますから、それで本日あらためてお聞きしておるわけでございまして、私が先ほどからお尋ねしたことによって、臨教審と中教審では、同じ実業界から入ってもらう人にしても、財界から入ってもらう人にしても、その人を選ぶ観点は違ふというところを大臣ははっきり御確認になりました。そうして中教審はそういう観点から、大臣が、この人が一番いいという最高の人をお選びになつておるはずで、で、観点の違つた臨教審で、また大臣は、これは内閣から総理ですが、総理が最適の人をお選びになる。観点が違ふのですから、その最適の人がなければ別ですけれども、それぞれの最適の人があるはずでございまして、先ほどの御答弁と非常によく違つて参ります。私はわけがわからなくなつたのですが、もう一べん今のところを順序を立てて、選ぶ観点が違ふという前提に立つて、両方ダブることがあるという点について、どういふふうな御説明をいただけるか。

○国務大臣(清瀬一郎君) ある一個の人が甲の資格で非常によい人であつても、同時に乙の資格においてもまたよい人だということはある得ることなんです。これは教育家として非常にいい人だ、ところが参議院議員になつてみたら、参議院議員としても一番いい議員だつたということはあるのです。(笑聲、「ナンセンスだ」と呼ぶ者あり)

○委員外議員(湯山勇君) どうも大臣の理論は納得できませんけれども、しかしまあ文部大臣のように、確かに文部大臣としても弁護士としても優秀な方がおられますから……(笑聲、「ノーノー」)

り)私は法律家で弁護士ですが、私のことじやありませんよ。いい弁護士であつても、「いい文部大臣」と呼ぶ者もあり、また参議院議員としていい議員もあり得るのです。だからどつちへも、現に今の中教審の方は学界の者宿、元老であられます。ああいう両資格を持つておられる人はたくさんおられます。

○委員外議員(湯山勇君) どうも大臣の理論は納得できませんけれども、しかしまあ文部大臣のように、確かに文部大臣としても弁護士としても優秀な方がおられますから……(笑聲、「ノーノー」)

○委員外議員(湯山勇君) どうも大臣の理論は納得できませんけれども、しかしまあ文部大臣のように、確かに文部大臣としても弁護士としても優秀な方がおられますから……(笑聲、「ノーノー」)

○委員外議員(湯山勇君) どうも大臣の理論は納得できませんけれども、しかしまあ文部大臣のように、確かに文部大臣としても弁護士としても優秀な方がおられますから……(笑聲、「ノーノー」)

ば、臨教審ができない場合には当然中教審に今大臣のおっしゃつたようなこの臨教審に諮る問題も諮られる性質のものであるということ、その解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 同じく教育に關することでありまして、ボーダー・ラインのところは幾分オーバー・ラップすることがありますけれども、根本のことは私は重複はしないと思つております。

○委員外議員(湯山勇君) そういう御答弁をいただくような質問ではなくて、現在まだ臨教審はできておりませんから、で、中教審が恒久的な機関として存在してゐる。今回臨教審に御諮問にならうとしておることも、観点とかとらえ方の差はあるにしても、やはり教育の問題でございまして、そのうすると、臨教審ができれば当然中教審にお諮りになつてしかるべき問題であるといふふうに私は解釈するのでもありますが、間違ひでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 間違ひとは申しませんが、制度という文字はむづかしい文字ですが、現在の教育制度で、ね、教育制度についての改革といふことは、私はその目的のための別の機関にやるのが適當と思つております。

なものではないか。またもつとわかりやすく申し上げますならば、中教審に諮るべき問題であるけれども、特に重要だから臨教審を設けたまでのことであつて、中教審に諮るというところが間違ひであつたりあるいは不當であるといふことではないと思ふのでございしますが、その点はどうお考えでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は間違ひであるといふような強い否定はいたしたくないのです。しかしながらやはりこれは別の委員会にかけると適當だと思ひます。しゃべり過ぎるかも知れませんが、この制度としての日本の教育制度ですね、教育制度はやはり内閣にあつた教育刷新委員会がこの制度をきめたのであります。六・三・三の制度と大学の制度を、それが目的を達した時分に今度は内閣でない、文部省に常設機関を置くといふことを言ひ残して解散した、あなた御承知の通り刷新委員会が。ところが刷新委員会がきめた制度それ自身についても一べん変えなければならぬかという問題が起りましたから、名前は違ひましたけれども、刷新委員会とは別に臨教審としましたけれども、きめるときに刷新委員会のきめたレベルで一つ制度は変えるのが当前だ。すなわち内閣にける、前には内閣といふが総理大臣の諮問機関といひましたけれども、内閣の諮問機関と同じレベルのものとして、初め常設した刷新委員会のものに、ついで世間は疑惑を抱いてきた。その制度を変えるのだから制度のときに諮問しましたところの刷新委員会と同じようなレベルのものを一つ作つてやるのが適當であるといふので、常設機関

たる中教審にはかけないで、もう一つ高い、高いといふと片方が低いように聞えてあれだけれども、もう一つ上に、もとの制度の改革をやる、こういう考えでありますから。しかし教育のことですから、ここで中教審へかけて非常な間違ひだといふことではないのです。けれども別に置いた方が私は適切とこう考えておるのであります。

○委員外議員(湯山勇君) ただいまの点に対する大臣のお考えはよくわかりました。そこで私はちよつと方角を変えまして、今特に臨教審に御諮問にならうとしておる三つの点は、この中教審の法律の中にあります「教育・學術または文化に關する基本的な重要施策」こういう概念の中に入るとお考えになつておられるか、入らないとお考えになつておられるか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 概念的に、文學的に言へば入ると思ひます。現に大学制度においても短期大学をどうするかといふことを今審議しておるけれども、これを制度として扱つて教育刷新委員会と同じレベルのもので一べんやり直すといふことが必要とは考へられませんか。新たな委員会を作つていただくとしたのであります。

○委員外議員(湯山勇君) 新たな委員会でおやりにならうという、そういう積極的な御施策については私は問題にしようとしておりません。問題は大臣が最初いただいた御答弁の傍頭におつちやつたように、このたび臨時教育制度審議会にお諮りにならうとしておる三つの問題は、「教育・學術または文化に關する基本的な重要施策」という中教審に対する諮問事項の中に含まれ

ということを御確認願えればいいわけですが、この点については御確認をいたさなければならぬ、そこでその点についてさらにお尋ねしたいのは、臨教審ができたために、今のような三つの問題等についてはもう中教審にお諮りにならないわけでありませうか、おのずから中教審の何と申しますか、権限と申しますか、調査審議の対象というものは、臨教審に取り上げただけ縮小された、こういうふうになると思ひますが、そうでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 法制的に縮小されたのじやございせんが、臨教審のある間は、制度改革というようなことは臨教審の方でやっていただく考へであります。

○委員外議員(湯山勇君) そうすると一応まあ縮小されたということになるわけでありませうが、その縮小されたものが今度は二年たてば臨教審の廃止になります。廃止になったときには、そういう制度等に関するものもまた中教審にかけるのでございませうか、あるいは今後、制度の問題が出ればまた新たな臨教審をお設けになるのでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなた縮小されたと言つたとおっしゃつておられるのですが、縮小されたとは言わないのです。制度的に同じことであるけれども、臨教審のある間は教育制度、いわゆる三つの問題とかりにまあ限りますか、それはその間は中教審には事実上御相談しないということを言つたので、法律的にはやはり同じこととあります。もし私が諮問しないということで、この問題について、中教審がかりに二年の間、それらの問題に

ついて審議しないといつても、権限が停止したのじやなくて、諮問しないからそうなるのである、臨教審がなくなつたら、もとの通りにいくのです。よく睡眠状態といひますか、権限がなくなつたのじやないのですけれども、しかし事実上そのために、英語で言へばアド・ホックの委員会ができませんから、そこへもっていくというだけのことです。

○委員外議員(湯山勇君) それじや臨教審のある間はこれらの三つの問題のような問題については中教審はその部分だけ眠つておる、冬眠しておる。○国務大臣(清瀬一郎君) そういうこととす。

○委員外議員(湯山勇君) 臨教審がなくなれば冬眠から覚める、こういうこととでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういつたこととて言へば、たとえといふのはいつともほかのものを連想すると、適用されませんけれども、その限りにおいてはあなたのおっしゃる通りです。

○委員外議員(湯山勇君) それじや今後重要な――やはり大学だけではなくて高校の制度なども非常に重要だと思ひます。それから中学と高校との結びつき、これも高校へ入るための浪人や予備校がでさかかつた今日の段階においては、現在の大学の問題と同じように取り上げなければならぬ段階が来るのじやないかと思ひますが、もしこれらの問題はやはり政府として検討しなければならぬという段階になつたときには、大臣がもしやは大匠をお続けになつておられれば、あるいは現在の政府が続いておれば、臨教

審を設ける、現在のいきさつから見ても、臨教審をお設けになるということとでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 正面からそれにお答えする前に申し上げたいのは、先ほどから大学と言ひましたけれども、学校制度特に大学制度というので、大学制度自体にも学校制度についてやはり臨教審は御検討願うのです。しかしながらあなたのお問いはそうじやなくて、やはり教育制度についてもっと大きな問題が将来起る、また世間もその必要を認めるといつたようなことが起つたらどうするかということと了解してお答えしますが、その場合にはやはり恒常的中教審のほかに高次元の臨教審類似のものができる方が私はよからうかと思つております。

戦前においても文部省に教育評議會があるのに、内閣でまた臨時教育行政調査会を作つてやつたこともありませう。とりわけのそとに作つたのはやはり経済関係に牽連するといふことで作つておりましたが、全国に高等専門学校を拡充し、原敬さんがみずから委員長となられて、そして多数の学校ができて、それからすぐやめたああいふうな流儀で、これはたとへてから、そのつもりで聞いて下さい。六三制がいけないといふふうな世論が起つたら、それについてやる場合には、中教審じやなくて臨教審類似のものを立ててやるのが私は当然だと思ひます。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣のお考えは非常に明瞭によくわかりました。ところが中教審を作るときにはそういう考えは毛頭なかつたのでございませう。この中教審を作るときは提案理由にいたしましても、それから当時の説

明にいたしましても、そういう考えは全然なくて、教育に関する、つまり教育、学術、文化に関する基本的な重要施策、これについて諮問する、こういうことになつておりました、中教審ができたときには、今の大臣のような構想は全然ございせんでした。ところがたまたま今回臨教審が設けられ、今後においてもそういう重要な制度の問題については臨教審あるいはそれに類似したものをお設けたいというお考えからいけば中教審の性格は今日變つたこと、中教審設置当時とは變つてきたということになるわけとでございませうが、そう解釈してよろしうございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私は少しあなたと了解が違ひます。やはり今の中教審ができる時分にも大体私のような考へでできておると思ひます。それは中教審ができたのは、前の内閣にありました教育刷新審議会の第三十五回でありましたが、その内閣に置かれた刷新審議會は日本の教育制度を作つたからもうわれわれはこれでやめると、じやけれども恒常的諮問機関を文部省に置いてくれといふ決議をして起つたのです。ここにそういう関係決議がありますが、くどくなりませうが、これは説きませんが、こういうことを言つておられます。教育刷新審議會は、創設以来教育改革の根本的政策の樹立に多大な貢献をなし、今日一応その使命を達したので、これらの教育改革の基礎の上に、民主的教育の完全な実施とちよつと省略いたしますが、文部省に恒常的な諮問機関として中央教育審議會を置くことが必要だ、こういう決議がありまして、おれらは内閣の委員会においてこの通り日本の教育制

度を作つた、もう内閣には要らぬが、恒常的な諮問機関として文部省に諮問機関を置きと言ひ残しまして、これは解散してゐるのであります。それを受けて文部省設置法にこさえて、そしてここに中教審といふものを作つたのであります。中教審を作る時分の文部大臣の説明演説には少し強い言葉が書いてありますけれども、やはりこの決議を引用しておるのであります。しかし今日におきましては、一応その使命を終了したものと考へられますが、またいわゆる云々と言つてやはりこの決議を文部大臣は引用して説明しておるのであります。で、初めて中教審を作ることにありますから、中教審の使命が非常に重大なといふことはずっと言つておられますけれども、重大といふのはやはり私が今言つたやうなこととで、これもあなたの問いに對して明確に答へようと思つて私は少し言葉をはつきり言ひ過ぎておられますけれども、やはり心持ちはこういうふうになつておるといふことは連絡上よくわかるのです。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣は今私に答えていただくために、特に言葉づかいを明確にしたといふ前提をおかれましたが、それじやそのことをさらにお尋ねいたしますと、当時の文部大臣は少し誇大に宣伝し過ぎたといふこととでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) そういうふうな当時の文部大臣を批判し非難するつもりじやないのではありません。これはりっぱに言うておられます。何も誇大に言ひ過ぎたといふ考へじやございせん。当時の説明としてこれでいいのです。けれども、あなたのお問いに對

しては、当時の文部大臣が今おられましても私のようなお答えをなさるだらうと思う。

○委員外議員(湯山勇君) 私はすなおに当時の文部大臣の説明を受け取れば、私が解釈しているように取れると思うのでございますけれども、大臣はそうはお思いにならないのでございましょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私はこの内閣に置かれた教育刷新委員会が、内閣の委員会としてはもう任務は終った、これから恒常的の諮問機関として中教審——名前はのちに中教審になったのですが、恒常的諮問機関を置けといつたような意味を解しますという、日本の言葉はあるいは重要とか緊要とかいうふうなもう言葉を使いつても使いますけれども、大体は二つの諮議機関の間にそれだけの差異はあるものだとして承しております。しかしながら中教審だけを、今から開会する時分には、この会は非常に重要だ、緊急政策をやってくれというふうにするときは説明するのが日本語の用法ですから、どちらともほんとうです。(笑聲)

○委員外議員(湯山勇君) それじゃ当時の文部大臣も現在の清瀬文部大臣と同じような意識をもつてやられたと、こういう大臣の御答弁をそのまま受け取りますと、現在の中教審に選ばれておる方々は先ほどのお説のような根本的な問題ということではなくてそういう重要とか緊急とかいう表現は日本語だからあるにしても、とにかく若干軽い意味で選んでおる、こういうことになるのでございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 重い軽いと、高い低いは違ひです。やはり日

本の教育を恒常的にやるということはこれは非常に重いことなんです。だけれども平生進行することと制度自身を切りかえるということ、高い低いという言葉は悪い、けれども高次のなことを言えば高い低い差はあるけれども、重い軽いといったらどつちも重いのです。重さに軽重はありません。

むしろ私は恒常的に日本の教育をなめらかに進行するということが非常に重いことだと思ひます。ちよつと誤った子供達の生涯を誤る。これも重いのとあります。また委員の方もどつちも、このどつちの上の委員、こつちの重い委員、軽い委員という区別は一切ないと思ひます。このことは私文教委員会でも申し上げました。

○委員外議員(湯山勇君) そうすると大臣のお言葉で言えば、重い軽いじゃなくて、次元の相違だと、そういうこととでございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうです。○委員外議員(湯山勇君) そうすると、現在の中教審のたとえ早大の学長とか、それから矢内原学長とか、そういう人達をお選びになるときはそういう低い次元においてお選びになった、こういうこととでございませぬ。

○国務大臣(清瀬一郎君) 低い高いじゃない。私が選んだのじゃありませんけれども、前の前任者がお選びになったのですが、教育の經常的運営をやるのにはああいうえらい人が一番いいこととありませう。将来しかし私の言う臨教審といったようなものが必要であるかはいかばからんうちに選ばれたのですから、何もこれらの人を軽んじるとかいう意味ではございませぬけれども、あの仕事には最適

任であつたのです。また先刻も申す通りこの仕事にも最適任であるかも知れません。

○委員外議員(湯山勇君) ちよつと言葉を返すようですけれども、大臣は中教審、臨教審に重い軽いはない、次元にはやはり差異があるということをはつきりおっしゃいました。そうすると、現在の中教審の人たちはその低いという言葉がいかどうかは別として、そういう次元において、つまり差のある次元において選んだ人たちは、こういうこととでございませぬか。

○国務大臣(清瀬一郎君) また次元ということも、言葉はマッチするか——誤解を生じますけれども、あのときは片方の委員会はなかつたのです。また今でもござえて下さいといつて頼んでるだけで、ありはしません。經常的の教育の進行を、国家の重要施策をやるのには必要な人材なりと当時の担当者はお考えになったのでありませう。しかしながらそれがために今日のもう一つの委員会の資格はない人だといふふうには考えるべきでないといふことは、先刻失礼なたとえをして済みませんでしけれども、申し上げた通りであります。

○委員外議員(湯山勇君) 私は今の大臣のおっしゃった意味を高い低いとか、あるいは今お選びになったことが失礼だといふことは絶対に思ひませぬ。その点は大臣の気持よくわかります。そこで大臣が今おっしゃいましたように、あの当時は中教審が恒久的な機関として、そして臨教審のない段階で最適なものを選ばれた。そのときには今大臣のおっしゃるような次元の差はないわけとでございませぬ。ところが今

回はそういうふうな臨教審というものができ、さらに将来もそういう問題のときには臨教審のようなものを設ける、こういう御方針に立てば、そこに次元差が生じて参ります。二つの間にはこれは大臣が先ほどおっしゃった通りです。従来一次元といひますか、単次元であつたそのものが、今度は二次元になりますから、そうすると、中教審というものの性格が変わる、こういうことになると思ひますが、大臣のただいままでの御説明から、どうしても中教審というものの性格は変わつてくるというようにしか把握できないのでございませぬが、この点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私の説明が下手で同じことを繰り返しますが教育刷新委員会がなくなつた刷新委員会の置くべしといつた、中教審を置いた時分には、日本の教育制度を制度それ自身をいとおうというふうなことのないときです。しかるに制度それ自身といふらおうかという社会の要求が起つて、その目的、それをかりに次元なりといふ言葉を、こなまいきな言葉を使つたのがよくありませんが、そういう新要求が起つて、今の中教審が起つた時分にはない要求が世の中に起りまして、そのために臨教審を作るでしよう。それゆえに臨教審を作るといふことは原則として中教審の性質、性格に加えるものでもなく、減ずるものでもございませぬです。新要求が起つて新委員会ができるのです。しかしながら事は同じく教育に關しますからオーバー・ラップすることがないとは保証できません。それがために中教審の権限が一た

ん日食のように欠けて、それからまた今度はふえてくると、そういうふうな關係じゃありません。

○委員外議員(湯山勇君) たとえですからちよつと妙なことになりませうけれども、日食のように欠けて、またものようになつてくるといふたとえか、あるいは眠つておつて起きるといふたとえか、これは私はそんなにそのたとえの間に差はないと思ひます。大臣が初めおっしゃつたのは、当初は臨時教育制度調査会、それがあつて、これが内閣の諮問機関のような性格を持つていた。もう内閣にはそれは要らなくなつて、そのかわり恒常的な、常設的な文部大臣の諮問機関になつた。だからその間には内閣の諮問機関としてのものと、文部大臣の諮問機関としてのものとの間には、次元という言葉は別としても、何らかの差がある、こういうことをおっしゃいまして、そこでそれで現在の委員の選任はそういう差を認めて選んだものかどうか、こういうお尋ねをしたときに、それはまた若干違ふ。選ぶときにはもう高次元か、別次元か、そういうものがないのだから、もうそれをやはり唯一のものとして選んでゐる、こういうお話でござい

ました。ところが今度はその中教審を置いたときにはあらためて内閣の諮問機関を置くといふような前提ではないわけとでございませうから、そういう観点から選んだ人が、今度はまた再び内閣の諮問機関ができる、こういうことになるわけとでございませうから、そうすると当然その選び方にはないと思つて選んだものが、今度はあることになつたわけですから、選び方も違つてくるし、仕事の内容についても法制的に變

はなつてくるし、仕事の内容についても法制的に變

わるとかどうとかいう問題ではなくして、たちまち今度臨教審にお諮りになるような問題は、中教審に諮ってもいいように法律はできておるにもかかわらず、諮らないということになるのございいますから、実質的には差ができてくる、こういうことになると思ひますが、そういう考えはやはり間違ひでございまいしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 間違ひだと断定的にお答えするわけにもいきませんけれども、あなたのお問ひのうちには、始終これがあるのです。今の臨教審がなかったら中教審にこれをかけてもいい問題じゃないか、こういうことがあるんです。ところが私の見ておるところでは中教審ができたじぶんには、制度として一たんこれが確定した。これの運用について経常的に考えてくれ、もつとも運用をするうちにどうか適当ならざるものがあつたから修正をしてもいいといつて、そこは少し幅をとつて書いておきます。しかし今度の臨教審は、元の刷新審議会と似たような性格を持つておるわけです。刷新審議会は家の新築にたとえれば、臨教審は改築みたいなことになるのです。その制度それ自身については、改革するところなきやいなやというんだから、だから初め制度を立てるじぶんの刷新審議会と似たような性格を持つております。で、しかしながら中教審は、実はその性格がなかったんです。その必要がなかったんです。家を建てた早々ですもの。家を建てたそのときに改築のことは問題になっておりません。やはり修繕のことは問題になっております。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣のお考

えはわかりました。従つて大臣のお考では、臨教審ができたからといつて中教審の性格が変るものではない。

○国務大臣(清瀬一郎君) そうです。

○委員外議員(湯山勇君) よくわかりました。

次にお尋ねいたしたいのは、中教審には諮問だけではなくて、建議といふことができることになっております。ところが今回の臨教審には、建議といふことはできないことになっております。法の建前からは、今、大臣がおっしゃつたように、重要な諮問機関であれば、私は当然建議があつてしかるべきだと思ひますが、建議といふことを、ことさら法文の上から落された理由を承りたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 臨教審に諮問することは、あらかじめ法律を作るときに考えておることなんです。ね、それでこれは三つじゃありません。割つてみたら七つ、八つになります。私が、私は三つにまとめたんですが、この三種類のことを、これを答えて下さいといふことを諮問するつもりで、幅の広い建議といふことを書きませなんだんです。先刻政府委員にお聞きの通り、会議の数も比較的少くしてあります。過日文教委員会でお答えしました。通ひ、建議は書いておりませんけれども、しかしいづれこれは国内の大家が集まらることでありますから、そこで建議とか上申とか、適当なる御意見があつたら、諮問事項以外のことで喜んでお受け取りをし、これには敬意を表するつもりでありますけれども、広く建議はここで書かなかつたわけはそこにあります。

○委員外議員(湯山勇君) そうする

と、建前としては建議はしないといふふうに解釈してよろしうございいますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) その通りであります。

○委員外議員(湯山勇君) そこで非常に私は大きな問題があると思ひます。教育の問題などで建議を認めないといふようなことになりまして、諮問の仕方いかんによつては、いかようにもこれを利用することができると思ひます。たとえて申しますならば、大臣がしばしばおっしゃる通りに、極端に申しますから、一つそのおつもりでお聞き願ひたいんですが、親に孝行しないといふような教育はいいかどうかとか、あるいは今日のように愛国心といふことを強調しない教育は、あるいは愛国心を養わない教育はいいかどうかとか、あるいは文部大臣の責任、権限が明確でない教育制度はいいかとか、あるいは大学の入学試験制度はこれでよいのかどうかといふような形で諮問されれば、これは全部、それは親に孝行しないような教育はいかない、国を愛する心を養わないような教育はいかない、文部大臣の責任の明確でない教育制度はいかない、あるいは今日の入学試験地獄といふものは悪い、こういう答えが出ることは、もう必至でございいます。そこで、ただ諮問したことだけといふことではなくて、積極的な意見を述べられるような制度にしておかなければ、これはたゞさんの人が心配しておるように、ただ臨教審といふものに諮問したといふことだけのために設けたもので、まあこれを政治的に利用して、政府あるいは文部省に対する風よけにする、こういううわさ通りの結果

になると思ひます。そういう点からも、当然私は建議といふことを入れなければ、それだけ重要な使命を持った委員会が、役目を果せないと思ひます。が、大臣はどうお考えでございまいしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは前にもお答えした通り、諮問事項を書いて、しかもこの会の存在は臨時で、期間の短い委員会でもあります。それゆゑに、特に建議をするという権限は入れませんでした。しかしながらこれらの重要政策を総合的に調査審議するといふことがありますから、幅の広い、しかしながらこれがいい悪いといったような、あなたの指示のような答えでは満足しないので、もつと積極的な答えを得るような諮問の仕方をいたしたいと思ひます。しかのみならず、文教委員会でもお答えいたしました通り、建議は書いておりませんけれども、建議に類する御意見があれば、喜んでこれはお受け取りするわけでありまして、建議権がないから、こういうことは決していたしません。拝授いたしました。

○委員外議員(湯山勇君) そういう政府並びに文部大臣のお考えならば、当然建議といふ言葉を入れてしかるべきだと思ひますが、これは大臣も御賛成になると思ひますが、いかがでしよう。

○国務大臣(清瀬一郎君) その建議をするために時間、労力をとつて、こちらの諮問がおくれるということも希望するところじゃございせんので、全力をあげて比較的短い時間に政府の出した諮問について御答申を願ひたい。

二年と書いてありますけれども、諮問さえ出てくれば、二年前にも解散するつもりです。しかしこの三つのことを御調査のときに、よくあることで、だんだん考えてみると、政府はこう諮問するけれども、元のこれがなかつたらいいことはできないんだといふことをお気づきになつて建議のようなものをお出し下されば、喜んでこれをお受けするのであります。

○委員外議員(湯山勇君) 大臣の御態度はよくわかりました。わかりました。諮問といふことは政府の方でいかにしようにもできるわけですから、当然この建議といふことを私は入れるべきだと思ひます。これについては御答申はいたさないことにします。

以上で私は中教審と臨教審との関係についてだけ質問を終わつたことにいたしました。あと大臣の御説明になつておるこの教育の内容に関する問題、これも文教委員としては決してゆるがせにできない問題でございまして、それから大臣の責任、権限の問題、これも今日ただいまにおける大臣の責任、権限も明らかにするわけだし、それを明確化するといふことならば、どこか不明確なところがあるかどうかというような点、それから大学の制度に関する問題、これらもお尋ねしたいのですけれども、それは別な機会にさせていただきますまして、あとの委員の方もおられることですから、それらの質問を別な機会に譲らしていただいて、中教審、臨教審の関係に関する分だけの質問を一応これで終ることにいたします。

○委員長(青木一男君) 文教委員戸叶武君から発言の許可を求められており

○委員外議員(湯山勇君) 大臣のお考

ます。これを許可することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員外議員(戸叶武君) この臨時教育制度審議会は、内閣の諮問に應じ、教育に関する現行制度に検討を加え、教育制度及びこれに関連する制度に関する緊急な重要政策を総合的に調査審議することになったものであります。その調査審議の対象となる政策は、清瀬文部大臣は、自民党の政策に掲げられた、多分御自分が書かれたものでありましようが、国民道徳の確立と教育の改革の項に、教育制度を国情に即応せしめるよう、教育に関する責任と監督の明確化、二に学制、特に大学制度の再検討、三に教育行政組織の改革をはかるというふうな主張されておりますが、その目的の根幹をなすところの国民道徳の確立並びに教育制度を国情に即応せしめる、このことはさういうふうなだけ表現しておいたのでははつきりわからないので、非常に清瀬さんはこの文教政策に対しても一見識を持っておる人で、特に弁護士として論理的にその概念規定に対しては、必ずその具体的な内容を私は準備されておるのだと思いますが、抽象的で非常にわかりにくいから、具体的な内容をあげて御説明願いたいと思います。

○国務大臣(清瀬一郎君) この前に資料として「臨時教育制度審議会設置法案第二条の「緊急な重要政策」について」というものがお手元に行っておるでしょう。資料七という番号を打っております。そのうちの(イ)に当たることのお問だらうと今拝聴したのであります

るが、そこには「わが国の教育の目標は、教育基本法に規定されている。この目標は、民主主義教育の基本であるが、新教育実施後の経過にかんがみ、これだけでは不十分であり、なおこれに附加すべき点があるのではないかと、いう各方面の要望もあるもので、教育の目標について再検討を行う必要があると考えられる。」この点だろうと思ひます。これは私が言うだけではなく、世間でさう言っておるものであります。今日、たとえば大阪の大鉄高等学校では、卒業証書を得た卒業生が、門前から引き返してきて先生を気絶せしめて、顔をなぐって鼻血が出たら、それを先生の顔に塗ったというやうな驚くべき事件が起りました。岐阜県の公立高等学校では、学校内に五十人万引した子供がおる。あるいは少し古くなったが、京都の旭丘事件ではあの通りの大騒動を起しておる。実に私ども文教に携わっておる者は身を切らるる思いをいたしました。これは世の中の風潮にもよるのです。それからまた、敗戦後の日本という虚脱状態からもきておるのです。いろいろな原因がありまするけれども、この現実に向ひして、国民道徳のもとに何か欠陥があるのではないかという議論が、院外においても院内においても、ここ数年來強く叫ばれておるのです。この声を無視するわけにはいきません。ここに教育基本法のことを書きましたが、これだけに拘泥する必要はないのですけれども、教育基本法を讀んでみると、第一条に八つの徳目が掲げられておるのです。人格の完成とか、平和とか、真理、正義を愛する、個人の価値をとうとぶ、勤労、責任、自主的精神、これ

はいずれもいいことで、これはちつとも非難がない。よく考えるというのと、これで足りぬのじゃないか。この法案を審議するときはや言われておるのです。あのときまだ貴族院でしたが、貴族院議員が、これだけでは国家に対する忠誠ということがないという質問がはやそのとき出ております。あるいはまた家庭内の恩愛ということもちつともない。善悪ということのほかに、心持が、シナの言葉を使えば温良、恭謙、讓、さういふ人間の生活態度ということもないといふたやうなことで、世間の議論をここで紹介すればとても尽きないことではあります。ここに一つ考え直さうという必要があるはせぬか、どうすればいいかということとは、それが審議会でおきめになることです。あるいは審議会の委員が、これは文部当局は心配し過ぎている、改正の必要なしという御答申があつたら、それでも審議会はそれでいいのですけれども、教育界、財界、言論界の方々が集まつて下さるならば、何か案が立つのではないかといふことを楽しみにして、これを一条にいたしておるのでございませう。きめました当時は素朴な文字を使ひまして、正しい民主主義と祖国愛を高揚する国民道徳を確立するたため、現行教育制度を改革するとともに云々という字を使つておりましたが、これなども、これはわが党代議士も、参議院の方もたくさんおられまして、いろいろと去年の夏、暑い間に研究した結果がこうなつたのでございませう。決して反動政策、昔に戻らう、教育勅語を復活しよう、忠君愛国でいこうなんていう、さういふ考えではございません

から、どうぞ一つ善意にこの文字をおとり願ひたいと思ひます。

○委員外議員(戸叶武君) どうするかは審議会がきめればいいので、何ら案も持たないという文部大臣の御見解ですが、さようでございませうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今、審議会に付議しようというのでありますから、先走つて私の考えを今申すことは適當でないと思ひます。

○委員外議員(戸叶武君) 清瀬文部大臣は知恵を持ち過ぎておるくらいで、ときどき失言なんかやるくらいです。一見識を持った方だと思ひます。日本の政治家には見識を生命とすることが必要だと思ひますが、その文部大臣が何も持っていないとは思ひえないので、あなたは教育といふものをどういうふうに考えているか、特にジャン・ジャック・ルッソーのエミール等を用せられて、衆議院等においても答へられておるが、それだけではわかりませんが、教育の用い方をどういうふうに一体考えておられますか。

○国務大臣(清瀬一郎君) これもむづかしいお問でありまして、およそ教育の目的は、その時代、民族が理想としておることに達成する。ほううっておけば人間は本能に支配されますが、理想形に人の行動がいくやうに人間の力をつけることだと思つております。あつて人は一つの間人——今日の日本の持つておる理想的人間像を描いて、これに近づかせるやうに被教育者を薫陶し、または成形し、これに必要な教化を与えるといふことであります。私の説明は下手でありますけれども、教育はいわゆるビルディング

で、人間を作る作用を持つておる、かように思つておるのであります。

○委員外議員(戸叶武君) 先ほど文部大臣が大阪の高校や、岐阜の高校や、いろいろな事件をあげて述べられておりますが、これらは教育だけに責任を転嫁すべきでなく、むしろ日本の政治の貧困と社会的環境の低さというものが、さういふ日常の生活からくる影響というものが非常に強いので、ルッソーのエミールなり、その他彼の従前の懺悔録の中にも書かれておる思想というものは、この社会環境というものがどういふやうに人間に大きな影響を与えるかという問題と取組んで、自然の愛情とそれから自由といふものがどういふやうに発展し育つていくか、またその自由を他からの干渉に対して守るためにはどうするかといふことが、その思想の根幹に流れておるのだと私は思ひますが、素朴な形でルッソーが表わしたこの非常に矛盾する点はいろいろあるが、しかしながら、これを近代教育の方へベスタロツチなり何なりが形づけていったといふのは、さういふ深い私は思ひやうがあつての上なので、どうも清瀬さんが考へておるやうな感じがしない、何か権力的なおいを非常に強くなるやうな考へ方といふものは、近代教育にそぐわない一つの行き方じゃないかと思ひますが、清瀬さんはどうお思ひですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) あなたの言つておる通りです。あなたがあの例をあげるときも、必ずしも教育ばかりではないかも知れぬ、戦後のわが国の国情といふものがしからしめるところがあるかもしれないといふことも、私

もつけ加えて申しております。全くあなたと同感であります。学校の教室内だけが教育ではありません。世の中の感化は非常に重大なものであります。

○委員外議員(戸叶武君) この戦後十年といふものは、どこの国でも、敗戦国においては荒廢するもので、アブノーマルな形においていろいろな虚脱状態といふものは起るのだと思ひます。それをほんとうに立て直していくというのは、やはり自主的に、すぐれた民族ならば大休十年後には起きてくると言われているんですが、どうも今の政府の行き方だと、憲法改正にしろ、この教育に関する問題でも、あなた自身が憲法改正調査会と臨時教育制度調査会といふものには相通するものがあるのだと言っているように、何か政府權力に依存して、そして何か一定方向にこのネジを巻かせるということによって目的を達成しようということに、あまり力こぶが入り過ぎておるように思われているんですが、その点はどうですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) 私どもの及ばぬことも多々あると思います。今あなたのおっしゃる通り、大きな戦争に負けたあとですから、十年ぐらひは虚脱状態になり、自暴自棄になるということもとがむべきことじゃないのであります。が、さればといつて、これは戦後の影響だからといつてそのままにしておくわけには参らないので、ことに教育のことはそう簡単なことには参りませんけれども、十年目によやく世間がそれを口にするようになった機会に、やはりたつて改革の要に当たるといふことも私は即刻考えて参りたいと思つております。やり方に悪いところ

があればどうぞ十分に御批判を賜わりたいと思います。

○委員外議員(戸叶武君) 清瀬文部大臣は、現行憲法の人権尊重とか、人格の尊重とか、個人の価値の尊重というのは尊重すると言われておられますが、インデヴィデュアリズムが日本には非常に欠けていた。それだから特に新憲法においてそれが強調されているところに歴史的に非常に意義がある点をあなたは軽視しておられるのじゃないかと思いますが、明治の初年においても、あれほど五箇条の御誓文に表われたような維新精神、こういうものが躍動しながらも、あとではプロシヤ的な国家権力に依存してすべてのものの上をもち運ぼうというビスマルク的な、ユンカー的な基盤に立った官僚や軍閥の養成、この明治政府の二大支柱の作り上げ方というものが、非常に日本の底の浅い一つの悲劇を作り上げた原因を作り上げたので、あの当時においては私は日本の教育、学問の先頭に立つた福澤諭吉先生が独立自尊なり、あるいは小野梓先生が学問の独立ということとを特に強調しておられた点を、どういふふうに清瀬さんは御理解になりますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) ちょうどあなた……、ほんとうに私は知己を得た感を持つのですが、私も始終それを唱えているのです。日本は頼朝以来非常に長い封建生活をした日本の国民です。ことに町人なりあるいは農民はそうであります。それを解放するルネッサンスの運動ですね、個人主義の運動が起りかけてやめましたのです。福澤先生のような先覚者が独立自尊というのは、偉くなれというのではな

い。セルフ・リスベリトですね、個人を尊重するという運動がなくて、文芸復興なくして、すぐに社会思想ということに移ってしまつて、その間に個人思想がなかったということは、大きな資本主義制度がなかったということでありますけれども、そのことは別として、日本人に個人尊重の自由主義がフランス、イギリスのように徹底しないままにその次の段階に移ってしまったのです。憲法にこの通り個人の尊重ということが書いてありますけれども、今に至るまで私は非常にこれは十分だと思つております。その点はほ

かの言葉であなたが今割諷明になりましたが、私は始終そう思っているのです。たとえばわれわれがやっている弁護のことで、悪い者を弁護するなんということは日本人にはわからないのですね。けれどもどんな悪人でも個人の権利は檢察官、警察の圧迫に向つてはこれは対抗していかねければならぬといふところがそこ十分にわかつてくれぬということが、私は非常に遺憾と申しておるのであります。はなはだ不肖でありますけれども、どうかしてまず自由尊重ということを十分に知らして、道徳なんといっても、個人尊重がなければ道徳はないのです。たとえいいことをしても、強制されたり、人のまねをやる善は善でない。自分の個人から発生した善で初めて賞賛すべきことであります。この個人主義が十分に徹底せざりしことがわが国の憂いの一つであります。あなたの御意見と同じことを繰り返す必要はないと思いますから、全く同感と申し上げるよりほかありません。

○委員外議員(戸叶武君) どうも清瀬

さんと私は實際は近いようで非常に距離があるのですが、それは多少ゼネレーションの相違かと思いますが、このインディヴィデュアリズムとルネッサンスの問題について、清瀨さんは一つの理解を示しているながらも、ルネッサンス精神の偉大というものは、国家權力による、誘導によるところの偉大ではなかったと思います。時としては国家權力が間違っているならば、個人の人間が国家全体に向つても必死となつて抵抗するだけの抵抗の精神というものがなければ、近代のインディヴィデュアリズムというのは生まれ出なかつたのです。どうも私は進歩的な思想家としての清瀨さんの論理の中に、常にある矛盾というものが胚胎するの、やはり明治憲法と四つに組んで、長い間弁護士という御商売でありながら、しかもその弁護士としての御商売の中においては、自由民権的な一つの精神からよつてきたところの一つの抵抗の精神なのです。

神といふものがかなり滑稽なもので、前
半生というものを輝かしいものにして
きたと思うのです。この尊敬の的だっ
たと思うのです。ただそこに不足した
のは哲学とイデオロギーの不足だった
と思います。私はやはりそういう抵抗
の精神というものが、論理展開だけに
空転しておつて、そのインディヴィデ
ュアリズムの精神がルネッサンスの中
にどういふふうに苦惱し、もがきなが
ら、人間の努力によつて作り上げられ
たか、その精神をくみ取つて近代教育
の中に注ぎ込んでいくのが、学問の独
立や研究の自由に対することの考え
方で、今の各大学の縮長なり学長たち
の意見発表といふものは、あなたは言
葉を慎しんでおられるが、吉田さんの

○国務大臣(清瀬一郎君) 御質問が非
常に広大な御質問に発展しましたが、
私に対する御非難は、まあここであま
り弁明の時間をとるのもいかがかと思
います。しかし私が、私は今日に至る
まで国家主義じゃないのです。ことに
昔のような国家権力に対しては反抗の
態度をとりきたつたことは、あなた御
承知下さる通りです。ただ大学教授諸
君との少しの考えの違いは、新憲法以
来国家観が違つてきたのです。国家観
が、昔は上に国とか天皇に権力があつ
て、それで個人を抑える、ただわずか
ばかりそのうちに法律的に見た自由は
与えるというのだったが、新憲法では

自然法学説と同じように個人に自由があるのだ、初めから主権があるのだ、主権の一部分を供出したのが国家である、こういう建前になっておるのです。多分にアメリカの憲法なり独立の宣言にある思想で憲法の前文なりこの憲法が書かれております。そこで国家の権力というのは何かというと、上から押さえるものではなく、お互いに供出したところの権力を集めて国家がやっておるのであるから、その国家に、新憲法以後の国家にむやみに反抗するということは、自分が約束で供出したものにおいて取り消すというような意味になる。で、国民が最高の権力者で、その権限の一部分を委託したのが政府ですから、むやみに今の政府はけしからぬといつてこれに朝から晩まで反抗すべきじゃないのです。よく官僚主義という言葉が使われますけれども官僚はないのです。公務員です。公務員は国民に対して奉仕するのです。文部省には官吏は一人もおりません。公務員ばかりです。この公務員はすべて国民の公僕です。だからこの公務員の世話をするというのを、昔の官吏のように官僚主義だからいかぬと、建物は同じ建物でも、入っておるものはみんな違うのです。大学の先生が官僚主義いかぬとおっしゃるのは、あの人たちは明治、大正時代に御勉強なさったから、昔の官僚があるように思っておられるのです。これは私は古いと思っておりますが、(「ノー、ノー」と呼ぶ者あり)私は新しいと思っております。

○委員外議員(戸叶武君) まあ清瀬さんは抽象的な概念においてはなかなかいいところがあるけれども、問題は、明治時代、やはり出世主義の中から生まれてきた変り種としての抵抗の精神を持っていただけであつて、やはりその本質が、だんだん悪い地金が出ちゃつて、教養でかち得たところの、また理想主義的なものからかち得たものが、だんだんそれがメッキがはげてしまったような形を僕は憂へるのです。が、そういう個人的なことはどうでもいいとして、いずれにしても、たとえば高い見識とか教養とか、あるいは正しい人とかいろいろそういう言葉を使っておりますが、もっと私は苦しみが、たとえば今のアメリカの中における新しいデモクラシーに対する懐疑、それから教育に対する防衛の問題でも、コロンビア大学の総長のカーク博士が見えたときにも、あの人は学問と研究の自由を強調せられて、国家権力からの干渉をやほりできるだけ避けなければならぬ、国家のために協力することはあるが、それによつて国家に利用されるような形になれば、もう学問教育というものの意味がないということとを早稲田大学においても強調してお話しておられます。ところが最近の清瀬文相のいろいろな政策の中には、何か国家目的に合致するように教育を曲げてこなければならぬ。若いときはあなたはある思想を持って職についたか、大臣になったり、政府の方に立つてみると、権力で物事を料理して、自分のやつていことが一番正しいというやうな錯覚と、思い上がりと言つては失礼ですが、そういう年寄りになって、少しかたくなになつて、若いときの若々しい思想家としての清瀬さんから見ると、老いては何とかになると言うとはなはだ失礼になります(笑聲)やや、そういう窮屈さが出てきたんじゃない

か。私はやはり学問というもののたつとていは、偉大な学者なり歴史に残る人を見ると、晩年まで子供のようにな、実にやわらかい若々しさというもので、あなたが持つておるような力む、力こぶを入れる入れ方ではなくて、謙虚な形でもつてその時代の足音あるいはカレントに舐れようとする態度があるんじゃないか。そういう点においてカーク博士のごときも、今こそインテリジェンスを持つて、そして見識を持つて、そしてデモクラシーを名として、国家を名として、そしてのし上つてくるものに抵抗をしなければならぬということをおる意味において強くしておるのです。それがアメリカにおける最近のマッカーシーに対する非難、あるいはノランド議員等のデマゴグの動きというものを牽制する力として、たとえばマッカーシーのデモクラシーに対する批判、ウォルター・リッブマンの評論、こういうものが、ああいうきわめて常識の深い常識人というものは、これではいかぬということをお言つて、アメリカの内部から正しい抵抗の精神が出てきておる。ところが往年犬養さん以上に期待されるであろうといわれた清瀬さんが、とにかく何か私はいらさびしいことはなほだしいのです。実は私自身が早稲田大学で軍事教育反対闘争のときに、あなたにずいぶん厄介になつた。その時分にいたあなたの方の友人の蓬田弁護士が左翼弁護士として弾圧を受けたときは、あなたは衆議院の副議長であつたけれども、私が頼みに行つたときは、ほんとうに立上つてくれて、自由法曹団の蓬田弁護士のために弁護してくれた感激は、私は今になつても忘れない。その時分の

清瀬さんは実にさつさつとして、烈々として光を帯び、これから新しい時代を生むのだ——その人がどんどん逆戻りの方向に行くというのは実際うなずけない。

それで、さらに、最後になお、時間がないので、さらに、時間をやはり守らなければならぬから、最後に一言、清瀬さんにお願いを申し上げますが、たとえば吉田内閣の末期のときに、ロンドン・タイムズよりは穩健だといわれるマンチエスター・ガーディアンが、日本の今日の情勢というものは、ドイツのワイマル体制の崩壊する時期を思わせるものがあると警告しているのです。これは外国のあらゆる識者が引用して日本の危機を言つております。あなたはファシズムに対してはナチズムに対しても反対である。しかしファシズム、ナチズムが台頭したときというものは、この日本のようにやはり合法的という形において、数の圧力、力の圧力によつて、やはり国家権力を握つて制度を改革して、多数の威力をもつて民衆の意思というものをじゅうりんしたのです。そのときは、国家は体制的には難かしく、莊嚴に見えたのです。だけれど、あのファシズムやナチズムというもののめじめめな姿というものは何から起きたか。私は、やはりこの特に大切な憲法を悪い意味において曲げたこと、それから教育制度をゆがめたこと、そういうところから端を発したのだと思う。私はやはり、孔子様の春秋の論法をもつて、日本の国は非常な転落の危機というものを今日かもしている。しかもその先

頭に清瀬さんが立つておられるということ、は、ほんとうに私は、かつて長い間、清瀬さんを尊敬してきた人間として悲しみにたえない。これはほんとうにあなたの不徳とか何とかじゃない。もっと私は時代の声を聞いてもらいたい。しかも文部大臣の地位にあつたときに、水戸黄門のような謙虚さを持つて、自分の地位とか権力を捨てて、私はこの学者なり青年なり、明日に光を求める人たちに話しを聞かんで、文部官僚を集めたり、政府の与党の有力者を集めたり、あるいは実業界の成功者を集めて聞いて、明日の何が希望が出てくるかと私は思うのです。ほんとうに時間があるなら、もっと具体的な問題で私は議論したいと思ひますが、清瀬さんは、普選運動が行われたときにも、この民主主義の危機というものをほんとうにわかつて、形式的なデモクラシーでなく、もつと内容的なデモクラシー、掘り下げて発展しなければならぬということ、私どもの前で講義をされたのを、私は聞いておる。今がほんとうに私は、現実において民主主義の危機というものが、あらゆるこの政治悪というものが、教育に影響し、社会悪といふものが子供たちの生活に影響してくるので、ただ教育の権力を握つたからといふのでやられちゃ困る。これは時間が五時まででさうですから、この五時という時間を守るために私は多くのことをあなたに聞きたいのだけれども、時間を守ることから始められなくやめることにします。どうぞ清瀬さん、ほんとうに一政党のことじゃない、国家の安危に關すること、今大

切なポストにあたるのです。とにかく大臣なんというのは死ねば忘れられてしまふが、死んでも清瀬さんがあるときにあの言葉を残し、あの仕事を残したということ、歴史を作ることを忘れてもつちや困る。悪い方に逆転されるようにされちや困るということ、私は一言申し上げて、もし清瀬さんから御心境の披露でもあったら、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 今のは大部分、私に対する御忠告でございましたから、ありがたく善意をもつて拝聴いたします。それからして、ちょっとつけ加えれば、アメリカのカーク教授その他でもいいことをおっしゃっております。ただ英米人の思想には、やはり国家観、国家の干渉が少いほどいいのだといったような觀念が今に残つてときどき現われるのです。その当時であつたら、何もしない政府が一番いい政府であつた、昔の国家はそうでありましたが、ところがまた時代は進みまして、今日の国家は国民より委託されたいいろいろなことがあるのです。委託された範圍においては、委託した国民のために尽すべき義務があるのであります。この案の内容については御意見はございましょう。けれども、われわれは、国民を圧迫するためビクトリア王朝時代のようなイギリスではなくして、今は国民からの委託を受けたものがすなわち政府だという新国家観です。やりそこないはお許し願ひたいのです。けれども、国民が委託したことを忠実にするのがわれわれの任務だから、国のため、あるいは教育のために、あるいは指導、助言、援助することは、悪いとは思つておりませ

んです。やはりどうしても学校におられるということは本を讀まれる。本というものは、新しい本でも、二年前に書いた本です。いわんや古い本ばかり讀まれて、ビクトリア朝前後の政治學を讀んで、日本をいなかだと思つて、それをどどん日本に來て演説する。あの演説を聞いてみるといふと、何にもしないという政府が一番いい政府というのです。それでは私はいけないと思ふ。国が国民から委託されたことは忠実に尽さなければならぬ。私も不手ぎわは認めます。けれども、教科書においても教育委員会法においても、せつかく国民から委託された仕事を十分にやろうという善意の仕事にはかならぬので、不手ぎわは御有願つて、われわれの心において、圧迫して官僚政治をやろう、そんなことはちつとも考へておりません。

○委員外議員(戸叶武君) 私の言つた点を非常に誤解してありますが、残念ながらあなた、カークさんは私と同じ年です。しかもあの人はあいつ立派な人で、すぐれた政治學者だから、コロンビア大学に招かれたので、アメリカでもあいつ人材拔擢は行われてゐるのですが、近代國家観を掘り下げて持つていないところに、結局、日本が戦争に負けた後も、日本の憲法學者というのは憲法解釋學者であつて、國家の成立なり發展というものを追究する能力を持たなかつたので、結局新憲法すらもでなかつた。あなたはマッカーサー憲法と攻撃するけれども、その世界の方角に對するところの方角づけすらでなかつた學問というものが、明治における學者の悲劇なんです。しかもその弁護士といつちやはなはだ失礼で

すが、やはり法律解釋の人たちというものは、既存の法律を解釋するだけであつて、それに対する批判精神を持たない。批判は、その法律に當てはめて事件に對するところの論理の展開にすぎない。そういう社会科学上における方法論の規則、しかも近代國家に對する考え方、私たちは、清瀬さん、あなたたちより少し新しい時代の國家観を學び取つておると思ふのです。また作り上げなければならぬと思ふ。ほんとうに國家に對して忠実であるといふことは、國家に歸屬することではないんです。われわれは國家に對してや

はり人民として奉仕することである。國家も人民に對して奉仕することなんです。そういう權力的關係に置くのじゃなくして、國家といふものがもつとフランクショナリーに動いていかなくちやならない。このわれわれの与えられた國家のナショナル・ガバメントをどうわれわれがコントロールするかというところにおいては、權力的關係のコントロールじゃなく、そこにインテリジェンスが必要であり、輿論を聞くことが必要だ。あなたたちは、教育をゆがめ、自分たちの目的に合うような教育、自分たちに合うような投票、自分たちの選舉投票に求めるような投票、そういうものを求めて、それをしようとするところに、全体主義的な國家観と何ら違わない權力主義的な國家観への逆戻り——あなたは西洋と東洋という區別を非常によくやる。それはある意味においてはよいところもある。パール博士とともに東京裁判に立つた一面は、あなたの抵抗精神で、立派な面もある。惜しいかな、世界全体が困た社會的環境は違ふから、全部が新し

い方向に前進しようというときに、そういうあなたの封建的なこじな考え方というものは、日本が取り残されていくばかりだ。やはり世界の大きな潮流の上に立つて、われわれは日本自体を責任を持つて創造していくということが、教育の先頭に立つ者の責任だと思ふ、ある意味においては危険なる考え方が清瀬さんの中には私はあるのじゃないかと思ふ。どうぞ昔のお写真でもお眺めになつて、二十代、三十代の若若しいころに返つて再出禁されんことをお願いします。

○国務大臣(清瀬一郎君) ありがと

○委員長(青木一男君) 本日の質疑は、この程度にとどめます。

これにて散會いたします。

午後五時一分散會

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、金し、勲章年金復活に関する請願(第二二七号)

第一二八七号 昭和三十一年四月十八日受理

金し、勲章年金復活に関する請願

請願者 千葉市本町二ノ二二

足立新吾外二百六十四名

紹介議員 川口爲之助君

過般國權の回復に伴い旧軍人恩給は復活されたにもかかわらず金し、勲章年金受給者の受給権はいまだ復活を認められないが、これらの權利はひとしく過去の勤務功績に對し國が受給者に与えた財産權で、これが復活は當然であつ

てその処遇に差異のあることは後世に國の信義をつなぐゆゑでないから、すみやかに金し、勲章年金を復活せられたいとの請願。